

職長教育 (安全)

名工建設（株）安全本部

目次

① 職長教育の目的

① 職長の役割と職務

② 安全ルール集より遵守事項

③ 事故事例から学ぶ

添付資料：(1)名工建設安全ルール集

(2)作業内容に応じた教材案内

① 職長教育の目的

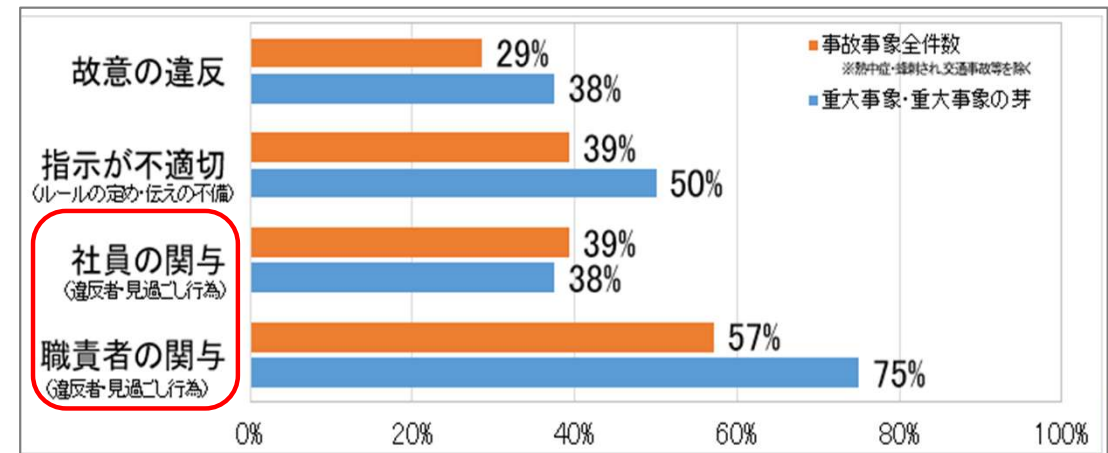
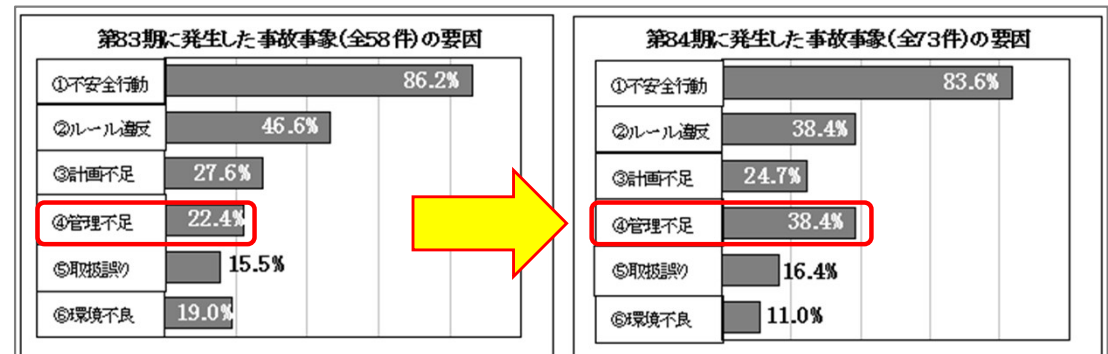
名工建設では令和6年3月に10年間なかった死亡事故を発生させました。これを受けて行動規準

“常に「人の命と鉄道の安全を守ること」を最優先に行動する”

を定めました。しかし令和6年度は死亡事故こそ発生しなかったものの、重大事故が連続して発生しました。

そこで、令和6年度の事故を分析すると「管理不足」が令和5年から急増していました。

またルール違反から発生した事象については、その過半数に「社員・職責者の見過ごし行為」が関係していました。



① 職長教育の目的

この分析から、事故を削減するためには現場管理力の向上とルールを守り・守らせることが必要であると考えました。

そこで名工建設における今期（85期）の重点取り組み事項から、

『**現場管理者**（社員及び**職長**/軌工管等）の**安全管理能力の向上**』として、この職長教育（安全）資料を作成しました。この中にルールを守るために必要な5W1Hによる見える化の取り組みについても記載しています。

教育資料は

- ・名工建設の現場で従事するにあたって「職長の役割や職務」
 - ・名工建設の「安全ルール」
 - ・その時職長はどうすればよかったのか「過去事象から学ぶ」
 - ・作業別「安全衛生のポイント」リンク集
- などの幅広い内容で構成されています。

現場の安全確保と事故防止は、職長である皆さんの責任にかかっていることを強く認識して、日々の業務においてもこの教育資料を積極的に活用してください。

※ 8 5 期・名工建設における事故防止基本計画

令和7年度における名工建設の事故防止基本計画について説明します。
重点目標として

・死亡災害及び重大事故の根絶

を掲げています、また名工建設における経営重点事項の安全項目には

『**全員参加による安全文化確立のための**

「環境（組織）・人・仕組み」づくりを進める』

が掲げられています。目標および経営重点事項を踏まえて、重点施策を策定しました。

重点施策及び実施事項を次頁に記載します。

※ 8 5期・名工建設における事故防止基本計画

定めた重点施策及び実施事項は下記の3項目です。

「Ⅰ 計画段階におけるリスク排除の徹底」

- ・ 特定災害^{※1} 及び 3H作業^{※2} に対する重点的なリスク排除と対策の強化

※1 特定災害：重機械・保守用車／墜落・転落／飛来・落下／倒壊・崩壊／感電／火災
触車・待避不良・限界支障／公衆災害／熱中症

※2 3H作業：初めての作業／変化・変更する作業／久しぶりの作業

「Ⅱ ルール遵守の徹底」

- ・ 5W1Hで作成し、見える化して伝達し、声をかけて守る・守らせる

「Ⅲ 現場管理者（社員及び職長/軌工管等）の安全管理能力の向上」

- ・ 作業所による職責者教育及び安全衛生協議会等での安全指導の強化
- ・ 店社による作業所及び協力会社への教育・指導・支援の強化

名工建設は、この重点施策を推進することにより、現場の事故防止に取り組んでいます。

特に今回の職長教育はⅢの重点施策から実施します。

空白頁

空白頁

職長教育①

職長の役割と職務

名工建設（株）安全本部

項目

1. 職長とは
2. 職長の役割
3. 職長が現場で行う職務
4. 職長が背負う4つの責任
5. 職長の日常業務における急所・ポイント
6. 職長と安全衛生責任者の違い
7. まとめ

追加資料

1 職長とは

職長とは労働安全衛生法により「**作業中の労働者を直接指導又は監督する者**」と定められています。しかしこの一文だけでは、現場で何を行うのかがわかりづらいため、職長の役割と職務についてこれより説明します。

法律で定められた職長としての役割と現場で行う職務について、再確認していただくことで、職長である皆さんが改めて自分の立場の重要性に気付き、日々の業務のレベルアップにつなげてください。

**職長の役割は現場における様々な面の管理です。
特に次項で掲げる 5つの管理を行います。**

2 職長の役割



安全衛生管理

作業員の体調を把握して、適切な人員配置と作業環境の整備を行い、安全で効率的な作業を促進します。



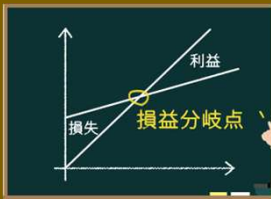
品質管理

より良いものを作るために品質を管理します



工程管理

工程を把握して、適切な人員配置を行い、現場が円滑に進むように調整します。



原価管理

ムリ・ムダ・ムラを無くして、不要なコストが発生しないように、効率的な作業を進めます。



環境管理

場内外の環境に配慮して、不要物や危険有害物質、産業廃棄物を適切に処理します。

2 職長の役割

特に一項目の**安全衛生管理**は全ての管理業務の基盤であり、最重要項目です。

また、職長は日頃から作業員と十分なコミュニケーションを取り、情報を広く共有して、**作業者が心身ともに健康でケガのない現場を実現**することが求められています。

現場で安全衛生を管理するために行う職務とその内容を次頁より説明します。

3 職長が現場で行う職務

職長が現場で行う職務は、法令で定められています。

■ **職長の職務**（安衛法第60条、安衛則第40条より抜粋・整理）

職長は監督者の立場として、下記の項目について安全衛生管理を実施しなければなりません。

- ① **リスクアセスメントの実施**
- ② **作業方法・手順の決定と作業員の配置**
- ③ **作業員の監督・指導**
- ④ **作業の指導・教育**
- ⑤ **異常時、災害発生時における措置**
- ⑥ **作業設備、作業場所の点検及び保守管理**

これらの項目で実施する内容を、次頁より説明します。

職長が現場で行う職務

3 ① リスクアセスメントの実施

- **怪我をする恐れのある**作業の方法や、使用方法により怪我・災害を引き起こす可能性がある機械や現場の環境等について、考えられるものを全て洗い出します。
- 同様に使用方法を誤ると人体に有害な化学薬品の有無についても洗い出しを行います。
- 洗い出した内容について、怪我や災害を防ぐために行う**対策を検討して決定**します。
- 決定した対策は次項②で説明する作業手順書へ記載します。

◎ リスクアセスメントの方法

作業手順書を作成する時に、手順の各々の項目で予想される災害を検討します。そして災害がどれくらい危険であるか見積りを行い、危険に対して実施する内容（安全対策）を定めます。

☆ リスクアセスメントの考え方及び詳細な実施方法は、追加資料“職長が現場で行う職務”の具体的解説に記載しています。

職長が現場で行う職務

3 ② 作業方法・手順の決定と作業員の配置

- ・ **職長**が作業方法・作業の手順について定めます。^{※1、2}
- ・ 定めた作業方法、手順の要点をまとめて**作業手順書**へ記入します。
この時に①で定めた**危険への対策も記入します**。

※1:作業方法・手順を定める際には、必ず作業を行う現地を確認して作業の**準備、片付け作業**についても計画を作成します。

※2:計画を作成する時には名工建設が定める**特定災害**や**3H作業**に該当するかについても検討します。

(特定災害…建設機械・保守用車/墜落・転落/飛来・落下/倒壊・崩壊/感電/火災/触車・待避不良・限界支障/
公衆災害等重大事故に繋がる恐れのある危険な作業)
(3H作業…初めての作業/変化・変更する作業/久しぶりの作業)

※3:また後述する**名工ルール**で定められた項目についても、手順書へ記載の上で、対策等を反映させます。

- ・ 手順書に従い、作業員の配置を検討します。

◎作業員の配置を検討する時に、作業に必要な資格を持つ者、高齢者や若年者といった就労に制限が有る者、経験が浅い作業員等について考慮します。
資格者が不在の状態や、就労に制限が有る者を制限外の作業に従事させることはできません。

☆作業手順書作成時の注意事項を、追加資料“職長が現場で行う職務”の具体的解説にて記載しています。

職長が現場で行う職務

3

③ 作業員の監督・指導



- ・ 作業員の不安全な行動による事故を防止するために、**職長は**部下である**作業員に指導・教育を行います。**

◎ 教育を行う主な内容を以下に記します。

- ① 新規入場者、配置転換者が配置されたときなど、法令で定められた教育
- ② 作業手順書に記載した内容や使用する工具・機械の情報、作業場所等について
- ③ 作業に関する技能や知識
- ④ 不安全な行動、作業について
- ⑤ ルールを遵守することについて
- ⑥ 発生した災害の原因と再発防止のために実施する対策について

- ・ 現場で**不安全な行動**を発見した時はその作業員に対して、**その場ですぐに指導**を行います。
- ・ それ以外の場合では、朝礼後の打合せ時等で作業員全体に向けて指導・教育を行い、周知させます。
- ・ 作業員へ指導・教育を行う場合には**5W1H**で説明します。

◎ 5W1Hとは

When	(いつ)	これらの順で必要な情報を説明する方法です。
Where	(どこで)	
Who	(誰が)	
What	(何を)	
Why	(なぜ)	
How	(どのように)	

☆ 5W1Hの実施方法を職長教育①-1追加資料に記載しています。

職長が現場で行う職務

3 ④ 作業の指導・教育

- ・ **職長は作業の流れについて異常が無いか監督します。** 監督中に作業の省略や手順と違う行動を発見した場合には、その作業員に対して**是正・指導**を行います。
- ・ 職長は、「**作業者が不安全な行動や作業を行っていないか**」という視点で作業一連の流れについて、最初から最後まで監督を行ってください。
- ・ 作業を「手順通り行わない」「定めたルールを守らない」等の**不安全な行動の作業員がいた場合は、職長が**即時に指導を行ってください。
- ・ 指導する場合には、作業の安全を最優先に考えて遠慮、なれ合いはせずに**厳しい態度**で接します。

◎上の文章で記載された監督・指示とは以下の内容です。

監督 …「**作業の監視**」をして問題を発見すること

指示 …是正・改善を「**具体的に示す**」こと

職長が現場で行う職務

3 ⑤ 異常時、災害発生時における措置

- ・作業員から様々な理由で**手順通りに作業が行えない、危険な状態になった**等の意見が出た場合は、手順を独断で変更することなく、**作業を止めて元請（名工）へ報告してください。**

◎後述する名工ルールにおいて、異常発生時には作業を止めて、元請（名工）に作業を中止した旨を報告しなければなりません。
詳細は“名工ルール集その他②工事着手後に作業変更が発生した場合の取扱い”にて説明します。

- ・作業を行っていて、**普段と違う状態（異常な状態）**を確認した時も同様に、**作業を継続させずに作業を止めて元請（名工）へ報告**してください。

◎作業員が異常な状態であることが分からなければ、異常な状態を確認することができません、通常と異常な状態の差の違いを予め教育しておくことが必要です。

- ・事故や災害が発生した場合には、**身の安全を確保した上で作業を速やかに中止**させて、元請（名工）へ報告します。被災者がいる場合は、自身に危険が及ばない限りで救助に当たってください。

職長が現場で行う職務

3 ⑥ 作業設備、作業場所の点検及び保守管理

- ・ **職長は**、現場作業で使用する機械・道具について点検を行って、それらが問題なく使用できる状態であることを確認してください。
- ・ 同様に作業現場環境についても確認、点検を行って、作業を行なえる状態であることを確認してください。
- ・ 機械器具の点検、整備は毎日の使用前及び定められた期間内で行なわなければなりません。

- ◎ 点検の目的は**作業を行う前に**道具・設備・環境などに**危険がないかを確認すること**です。
- ◎ 危険が発見された場合には事前に排除することで、安全かつ円滑な作業が行うことができます。

4 職長が背負う4つの責任

職長は現場において、その事業主（社長）の代わりに**事業主責任**を果たす立場にあります。

つまり、職長は現場において以下の責任を背負っています。

- (1) 刑事責任 労基署の調査により労働安全衛生法違反が確認された場合は**刑事責任**を追究されます。
- (2) 民事責任 労災で死亡や障害が残った場合、被災者や家族から**損害賠償**について事業者**に請求**することがあります。
※「安全配慮義務違反」
労働者が現場で仕事する際、どんな危険があるのかを予知し、その危険を防ぐための措置を講じなければなりません。危険予知できなかった場合、または、危険予知・予見していたにもかかわらず防止措置を実施しなかった場合には安全配慮義務違反となります。
- (3) 行政責任 労災が発生した場合、**作業禁止命令**や設備等の**使用停止命令**、建設会社として不適合と認められた場合には**営業停止**などの**行政処分**が行われることがあります。
- (4) 社会的責任 重大な労災が発生した場合等で社会問題となり、企業として**イメージダウン**につながり、**風評被害**が広がることで会社経営を危機にさらす恐れがあります。

ひとたび事故が発生すれば上記の責任について問われる立場が**職長**です。

5 職長の日常業務の急所・ポイント

ここまで、職長の役割や責任について説明してきました。
ここでは、実際に職長が現場で行っていく日常業務について、業務の急所及びポイントを説明します

(1) 安全第一の管理を徹底する

職長の日常業務において最も重要なことは、**作業員の安全を確保**することです。労働災害が起きないように危険個所を見極めて、危険に対して必要な措置を講じることが求められます。

朝礼後、仕事の開始前に行う**ミーティング**や**危険予知活動**を活用して安全指示を徹底することが重要です。

また、現場の作業環境や設備を事前に**点検**を行い、設備が問題なく使用できる、作業環境にも問題ないといった安全が**確保**されているかを**確認**します。

作業者の日々の体調管理も確認して、**危険な状態にならないように未然の段階で事故を防ぐことが職長の最優先の責務**です。

5 職長の日常業務の急所・ポイント

(2) 作業指示と進捗を管理する

現場作業を計画通り進めるためには、**作業内容を明確に（5W1H）で指示**して、**進捗を把握**することが大切です。作業を効率よく進めるためには、**適切な人員配置**を行い、**工程を常に把握**しておく必要があります。

特に突発的な問題が発生した際には、迅速かつ柔軟な対応が求められます。**職長は現場全体の状況を把握しつつ、チーム内での作業分担を調整**して、遅れを最小限にする努力を怠ってはなりません。

また、問題が発生した時には、**作業を一時中止すると共に元請（名工）側へ報告して対策を検討・実施**します。

5 職長の日常業務の急所・ポイント

(3) 良好なコミュニケーションを図る

現場をスムーズに運営するためには、職長が作業員や関係者（元請・他協力会社等）との**良好なコミュニケーションを図る**ことが必要です。作業員の声に耳を傾け、信頼関係を築くことで、チーム全体のモチベーションを高めることができます。

また、元請（名工建設）や他協力会社さんとの**調整役**としても、積極的に情報共有を行い、現場全体の連携を深めることが重要です。職長には、**現場内外での調和を生み出すリーダーシップ**が求められます。

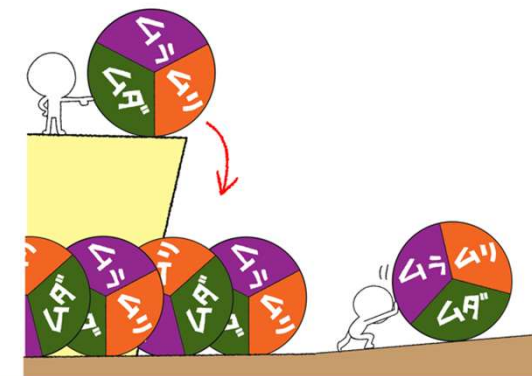
5 職長の日常業務の急所・ポイント

(4) 品質と効率を維持・向上する

職長の取り組みは安全に特化したものでなく、全てが品質・工期・生産性と繋がっています、そのため**成果物の品質を保つことも、職長の重要な役割の一つ**です。作業を日々点検して、不具合が無いように確認します。

また、**「ムリ」・「ムダ」・「ムラ」**をなくして、効率の良い作業を進めることも大切です。

効率的な作業を進めるためには、資材や工具の管理や、廃棄物などの処理をしっかりと行い、不要なコストを削減する努力や、創意工夫により、作業方法を改善して、省力化や時間の短縮に取り組むことも必要です。



5 職長の日常業務の急所・ポイント

(5) 仕事の始まりと終わりを意識する①

仕事の始まりは、作業班ごとに実施するミーティングや**危険予知活動（KY活動）**を通じて明確な指示を出すことから始まります。作業員に具体的な内容を分かりやすく伝えることで、作業がスムーズに進む基盤を作ります。

その後、作業員の動きを監督して意図通りに進んでいるか確認することが重要です。

5 職長の日常業務の急所・ポイント

(5) 仕事の始まりと終わりを意識する②

仕事終わりには、その日の振り返りを行い、次の日の準備作業をしっかり整えます。片付けの状況や、必要な材料の配置、次の日の作業場所の確認などを徹底することで、安全で効率の良い現場運営を実現します。

また、作業員がケガをしていないかどうかの確認も大事です。作業終了時の報告は**自筆で記録してください！**（労災かくし防止のため）

◎後述する名工ルールで、作業終了時に安全確認を行うことを定めています。
詳細は名工ルール
“安全確認① 作業終了時の安全確認”にて説明します。



6 職長と安全衛生責任者の違い

職長と似たポジションに安全衛生責任者がいます。
安全衛生責任者の職務は以下の通りです。

■ **安全衛生責任者の職務**（安衛法第16条、安衛則第19条より抜粋）

安全衛生責任者は、関係請負人の経営首脳者と建設現場の管理者として、特定元方事業者の統括安全衛生責任者、関係請負人の先次（せんじ）及び後次（こうじ）の安全衛生責任者、ほかの関係請負人の安全衛生責任者との連絡および調整を行い、自社が実施すべき安全衛生措置を確実に遂行する役割を担っています。

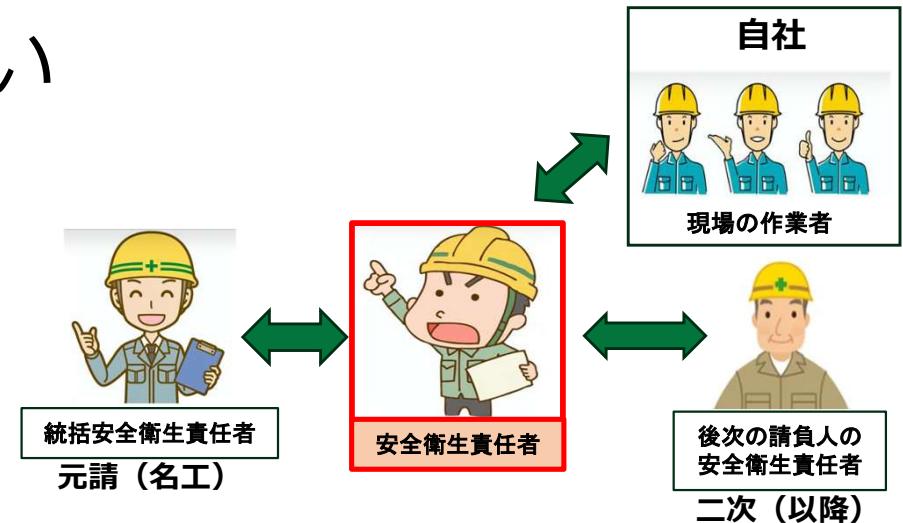
職長と安全衛生責任者の違いは

- ① **職長は現場の監督者として、直接作業員に作業の進め方について指導、監督を行う。**
- ② 安全衛生責任者は、元請である名工建設責任者（**統括安全衛生責任者**）と**協力して災害防止を図る。**

職長はその作業を安全に進めることが職務の中心であるのに対して、安全衛生責任者は工事全体の安全を管理することが業務の主体です。しかし多くの建設現場では、**一人で両方の職務を遂行せざるを得ない現場もあり、安衛法による安全衛生責任者と職長を兼務している**ことがしばしば見られます。兼務の場合には、それぞれの職務を行わなければなりません。

6 職長と安全衛生責任者の違い

■ 安全衛生責任者の具体的な職務



- ① **元請**の統括安全衛生責任者（名工建設作業所長等）との連絡調整
 - ・ 作業所長からの指示事項を関係者（自社の作業員・二次以降）へ連絡する
 - ・ 作業所長からの指示事項のうち、自社の作業に関する事柄を実施する
- ② 他の協力会社と混在する作業の場合、労働災害となりうる危険があるかを確認して、ある場合には元請（名工建設）側へ報告の上で連絡調整を行う
- ③ 仕事の一部を二次以降に再下請させる場合は、**二次（以降）**の安全衛生責任者と連絡調整を行う

安全衛生責任者の職務は、作業以外の安全管理が主体となっています。

7 まとめ

職長の皆さんへ

現場において、職長さんは事業主に代わって事業主責任を果たさなければなりません。

もし、現場で重大な労働災害が発生すれば、安全管理の不備が問われ、これらの責任を追及されることとなります。

職長として、日々これらの責任を自覚し、災害防止に繋がる行動を徹底してください。

**安全衛生管理活動を通じて働くすべての人が
安心して作業できる職場環境づくりを進めましょう！！**

追加資料

“職長が現場で行う職務”の具体的解説

名工建設（株） 安全本部

項目

- I. リスクアセスメントの考え方
- II. 作業手順書作成時の注意事項
- III. 5 W 1 Hによる作業指示

職長が現場で行う職務

I リスクアセスメントの考え方

- ・リスクアセスメントとは、作業現場の中にある危険性、有害性により作業員に及ぼす恐れのある負傷・疾病を洗い出して特定して、それらのリスクを見積り、その結果に基づいてリスクの優先度を設定して、リスク低減措置を検討、決定して実施した後に、記録する一連の手順です。



危険性・有害性とは

危険性

- ・機械による危険
- ・作業方法から生じる危険
- ・作業場所（墜落の恐れのある場所など）
- ・電気、熱、エネルギーによる危険
- ・爆発性の物、発火性の物、引火性の物等

有害性

- ・原材料、ガス、蒸気、粉じんによる有害
- ・高温、低温、騒音、振動による有害
- ・作業行動から生じる有害（腰痛等）

これら危険性・有害性をまとめて
危険源と呼びます。

職長が現場で行う職務

I

リスクアセスメントの考え方

①危険性・有害性の特定の実施方法

災害が発生する仕組みは、“人”と“危険源”が存在していて、それらが近づく・接触することで、危険状態となります。危険状態では各種の安全対策を実施しますが、対策が不十分であった場合等に、危険を回避することが出来なければ**危害**が発生してしまいます。



そのため、人と危険源を近づけないことが最も根本的な安全対策であると言えます。

しかし、現状のリスクアセスメントでは人と危険源が接触した**危険状態**になった後に、どう対策するかに重きが置かれています。

職長が現場で行う職務

I

リスクアセスメントの考え方

①危険性・有害性の特定の実施方法

前頁より、リスクアセスメントを実施するうえで最も重要なことは、作業内容、使用する機械設備、作業環境等の中から**危険源**となる危険性・有害性を特定することです。

特定する場合の考え方ですが、作業を行う上で危ないポイントを見つめる（気づく）のでは、その**気づき**は人により大きく異なります。そして、見つけられなかった危ないポイントはそのまま危険が潜み続けるため、その危険が**対策のすき間を抜けた際は、災害に直結**してしまいます。

そのために、作業内容について細かく分解して危険性・有害性を特定しなければなりません。例を用いて次頁で説明します。

職長が現場で行う職務

I リスクアセスメントの考え方

①危険性・有害性の特定の実施方法

例：トラックの荷台上から荷を人力で降ろす

この例の危険性として

- ・トラック（荷台）
- ・荷物
- ・荷降ろし方法

これらが考えられます。

これらを危険性として特定した理由は下記の通りです。

トラック（荷台）

荷物

荷降ろし方法

危険性

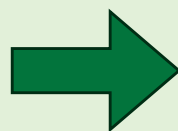
- ・機械による危険
- ・作業方法から生じる危険
- ・作業場所（墜落の恐れのある場所など）
- ・電気、熱、エネルギーによる危険
- ・爆発性の物、発火性の物、引火性の物等

分解して特定した危険性それぞれについて、起こりうる危険を検討します

・トラック（荷台）

・荷物

・荷降ろし方法



(荷台上で) 躓く, 滑る, 転倒, 荷台から墜落

(荷の形状により) 刺さる, 切れる

(荷を持った際に) 手を挟む, 足に落とす

それぞれの物・人について危険の内容が考えられます。

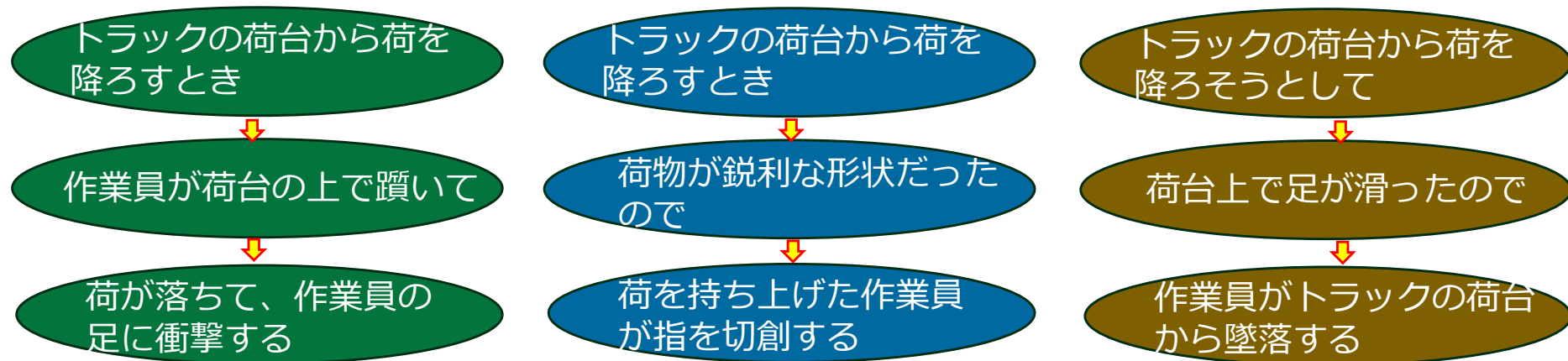
職長が現場で行う職務

I リスクアセスメントの考え方

①危険性・有害性の特定の実施方法

前頁で抽出した危険を組み合わせて、現場で発生する可能性がある災害を検討します。

抽出したそれぞれの危険の組み合わせの例を以下に示します。



※危険性は「～するとき」「～したので」「～になる」と表現してください。

このように作業を分解して、それぞれ（もの・人）について危険を洗い出していれば、様々な危険の可能性が考えることができます。また、作業環境が変わった場合でも、人の動作が変わらなければ人の危険は変わらないため、環境についてのみ危険を洗い出すことで、危険の特定が容易となります。

職長が現場で行う職務

I リスクアセスメントの考え方

② リスクの見積もり

前頁で見つけた危険性・有害性について見積りを行います。
見積り方法の例として

A:発生する可能性

災害発生の可能性	判断基準	点数
ほとんどない	注意しなくても殆ど災害にならない	1
可能性がある	注意しないと災害になる	2
可能性が極めて高い	かなり注意しないと災害になる	3

B:発生した場合の重篤度

重篤度	重篤度の判断基準	点数
警備	不休災害	1
重大	休業災害	2
極めて重大	死亡・障害災害	3

それぞれ度合いの点数を乗じた結果から優先順位を決定します。

点数	見積内容	優先度	対策の検討基準
9	直ちに解決すべき問題がある	5	直ちに対策が必要
6	重大な問題がある	4	抜本的対策が必要
4	問題がある	3	対策が必要
3	多少問題がある	2	現時点では必要ないが計画的に何らかの改善が必要
2	問題は少ない	1	対策の必要なし

職長が現場で行う職務

I リスクアセスメントの考え方

- ③ リスク低減措置の検討
- ④ リスク低減措置の実施

優先順位で上位となった問題から対策を実施します。
この時に対策は(1)~(4)の順番で検討します。

(1)：計画段階での対策

(危険な作業の廃止、使用する設備の変更・改善等)

(2)：機械設備による工学的対策

(機械設備に安全装置、ガード、手すり等を設置)

(3)：管理的対策

(作業手順の整備、作業員への教育、訓練等で人を管理)

(4)：保護具の使用

(安全帯の着用、マスク等保護具を使用)

対策は出来る限り(1)・(2)を検討して、(4)：保護具の着用は最後の手段として考えてください。

例えば、開口部がある場合には計画段階で開口部を塞ぐことが最優先で、開口部に注意して安全帯を着用するのは最終手段です。

職長が現場で行う職務

Ⅱ

作業手順書作成時の注意事項

建設工事においては、各工事毎に現場状況に合わせた作業手順書を作成します。作業手順書を作成するにあたっては以下の内容を網羅します。

- ・ 手順書を作成する工事内容が**3H作業**に該当するかを確認します。

**3H作業…初めて(経験が無い工法や作業条件)の作業
変化・変更(当初の計画から)する作業
久しぶり(名工・協力会社双方が数年間行っていない工法)の作業**

該当する場合には、作業計画及び手順書について、入念な確認が必要です。

また、**特定災害**に関する事故防止対策を作業計画書に記載します。

(特定災害…建設機械・保守用車/墜落・転落/飛来・落下/倒壊・崩壊/感電/火災/
触車・待避不良・限界支障/公衆災害等重大事故に繋がる恐れのある危険な作業)

- ・ 手順書は**作業の準備段階から、作業終了後の片付けまで**を含めて記載します。
- ・ 手順書には、現場環境への対策も検討して記載しなければならぬため、必ず現地確認を行います。

職長が現場で行う職務

Ⅱ

作業手順書作成時の注意事項

- ・名工建設の現場において、後述する名工ルールで定められた内容を手順書に反映しなければなりません。

例として

- ・吊荷作業における玉掛け3・3・3運動の実施
 - ・クレーン、重機オペレータ操作時のチョッキ着用禁止
 - ・墜落制止用器具は2丁掛けを使用
 - ・
 - ・
 - ・
- ・また、土木、建築、軌道の各部門で制定されているルールについても、手順書へ反映させます。詳細なルール内容については現場所長等に問い合わせてください。

※作業手順書作成時に、前述のリスクアセスメントが設備（もの）・作業方法（ひと）毎に分解されて危険を正しく把握していれば、作業手順書に作業方法の追記は不要となります。必要なのは当該工事に特有の作業環境に対する危険を検討して、対策を盛り込むことです。

職長が現場で行う職務

Ⅲ

5 W 1 Hによる作業指示

- 作業員へ指示を行う場合には、5 W 1 Hを踏まえて伝えなければ、意図した内容が伝わらず、事故に繋がる危険性があります。

※ 5 W 1 Hとは

When	(いつ)	これらの順で必要な情報を説明する方法です。
Where	(どこで)	
Who	(誰が)	
What	(何を)	
Why	(なぜ)	
How	(どのように)	

それぞれの内容は以下の通りです。

When (いつ)	作業開始・完了の期日や時間 (例：午前中までに)
Where (どこで)	作業を行う場所 (例：〇〇工場、会議室)
Who (誰が)	その作業を担当する人 (例：〇〇さん、担当者)
What (何を)	具体的に行う作業内容や対象物 (例：Aの組み立て)
Why (なぜ)	その作業が必要な理由、目的 (例：品質保持のため)
How (どのように)	作業の具体的な手順や方法 (例：工具Xを使って)

職長が現場で行う職務

Ⅲ

5W1Hによる作業指示

- ・ 点呼における重機誘導員への指示

悪い例：バックホウの誘導をしてください

いつやるのか？どこでやるのか？だれがやるのか？どうやってやるのか？…さっぱりわからない。

この指示内容では、誰が、どこでどのように誘導をすればよいのかが分かりません。

**良い例：バックホウが作業位置から移動する時は、
××の位置に○○さんが立って、周囲の構造物とアームが
接触しないように監視しながら、バックホウを誘導棒に
より△△の位置まで誘導してください**

更に指示は口頭だけでなく、図面や写真、現地での指示を行う等で目で見てわかるように行う（見える化）とより効果的です。

空白頁

職長教育②
安全ルール集より
遵守事項

名工建設（株）安全本部

項目

1. 安全ルール集とは

2. “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

I 計画段階①：計画段階におけるリスク排除の強化

II 安全確認①：作業終了時の安全確認

III 安全確認③：『声かけ・応答運動』の実施

IV 事故報告①：労災発生時に死傷病報告の方法

V 事故報告②：労災隠しの絶滅

VI その他 ②：工事着手後に作業変更が発生した場合の取り扱い

3. まとめ

1 安全ルール集とは

名工建設が過去に発生させてきた様々な事故や災害を受けて、再発防止のために様々な対策や現場ルールを定めています。

特に、全ての現場で安全を確保するためのルール・対策については安全本部が整理して

安全ルール集

という形にしています。

安全ルールに記載された内容については名工建設全ての工事現場で適用されます。

基本的に、このルールは名工建設社員に向けた内容ですが、職長である皆さんも名工建設の現場で従事する場合には、このルールに則って作業を行わなければなりません。

これより該当する項目について説明を行います。

※その他の項目については添付資料の“安全ルール集”を確認して下さい。

1 安全ルール集とは

安全ルール集として、以下の項目が制定されています。

項目	内容	項目	内容
工事事務①	警備員に関する保険の取扱い	限界支障防止②	在来線における限界確認の徹底
工事事務②	一人親方の取扱い	セキュリティ①	事務所のセキュリティ確保
工事事務③	社会保険加入の確認	セキュリティ②	新幹線へのさく内立入り（ARS手続き）
工事事務④	安全衛生旗の掲揚	保護具①	足甲プロテクターの着用
資格管理①	日本鉄道施設協会 保安講習会の受講	保護具②	J R東海工事における安全機能を有した空調服等の着用
計画段階①	計画段階におけるリスク排除の強化	保護具③	一般工事及びJ R工事における作業時の服装・保護帽の着用
計画段階②	工事用資機材の搬入出に伴う安全管理	安全確認①	作業終了時の安全確認
施工体制①	別途業者を一次下請とする場合の安全管理	安全確認②	安全確認（K）活動
労災防止①	草刈機使用時の労災防止	安全確認③	『声かけ・応答』の実施
労災防止②	トラックの荷の積卸作業での労災防止	事故報告①	労災発生時の死傷病報告の方法
労災防止③	ライナー掘削時の安全確保	事故報告②	労災かくしの絶滅
墜落防止①	墜落制止用器具（安全帯）の更新	事故報告③	事象発生時の社長への連絡体制等
墜落防止②	水中に転落する恐れのある場合の対応	交通安全①	社有車運転時の注意事項
重機使用①	吊り荷落下災害防止対策	交通安全②	安全教育の実施、徹底
重機使用②	重機レンタル契約時の取扱い	交通安全③	交通違反、交通事故発生時の対応
重機使用③	ユニック車のブーム収納の徹底	その他①	新幹線工事における作業表示標及び閃光式信号機の設置方法
重機使用④	バックホウの取扱い	その他②	工事着手後に作業変更等が発生した場合の取扱い
重機使用⑤	鉄道関連工事における重機使用の安全管理	その他③	携帯型列車運転状況表示装置の紛失防止
火災防止①	火災対策の徹底	その他④	カメラ撮影による作業状況の実態把握
限界支障防止①	確認車通過までに跡点検が終了しない場合の取扱い	待避不良防止①	待避不良根絶の取り組み（在来線）

職長の皆さんが実施する項目は黄色地の6項目です。

※その他の項目（グレー部分を除く）については添付資料の“安全ルール集”を確認して下さい。

2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

I 計画段階① 計画段階におけるリスク排除の強化

内容の概要

- ・ 名工建設では重大事故に繋がるリスクがある作業を『**指定危険作業**』として、各本部により定めています。
- ・ 指定危険作業が含まれる工事については、支店の部署が計画内容や手順書等を事前に確認します。

参考：各々が定めた指定危険作業

土木部門	建築部門	軌道部門
高さ5.0m以上の足場・作業構台・仮設通路の組み立て・解体作業		保守用車関連作業※（クレーン作業、作業装置操作、建築限界支障）
杭工事（深礎工法含む）		重機使用作業※（クレーン作業、移動作業）
クレーンの組み立て・解体作業		チキ車 レール取り卸し作業（新幹線保守基地内）
酸欠や一酸化炭素中毒等の有害な環境の恐れのある作業		無道床橋りょうにおける足場架設撤去作業
高さ3.5m以上の型枠支保工の組み立て	鉄道営業線近接作業（定型作業を除く）	
床面積30㎡以上の支障移転工事	建築物の解体作業	
橋梁の上部工工事（クレーン作業含む）	鉄骨の組み立て・解体作業	
深さ5m以上の掘削または地山掘削	架空線・地下埋設物の近接作業	
土留め支保工の組み立て・解体	加熱器（酸素、アセチレンガス）を取り扱う作業	
面積300㎡以上・法長7m以上ののり面工事（草刈除く）		
落石対策工事		
保守用車、軌陸車を使用する作業		
支障木伐採（特殊伐採）		
ずい道の建設		
圧気工法		
石綿（アスベスト）の除去		
アンダーパス、シールド、推進工事		※在来線において、JR東海の示方書に定める “JR東海に提出する施工計画書の作成を要さない場合” においては指定危険作業から除外するものとする。
台船を使用する作業（クレーン作業含む）	※上記作業でのクレーン作業を含む	
命の危険に対するリスクが高い 稀な作業 （当該作業所に所属する社員もしくは当該作業に従事する協力会社の作業従事者が、過去に経験したことがない作業）		
その他、プロジェクト担当部署長が指定した専門性の高い作業		

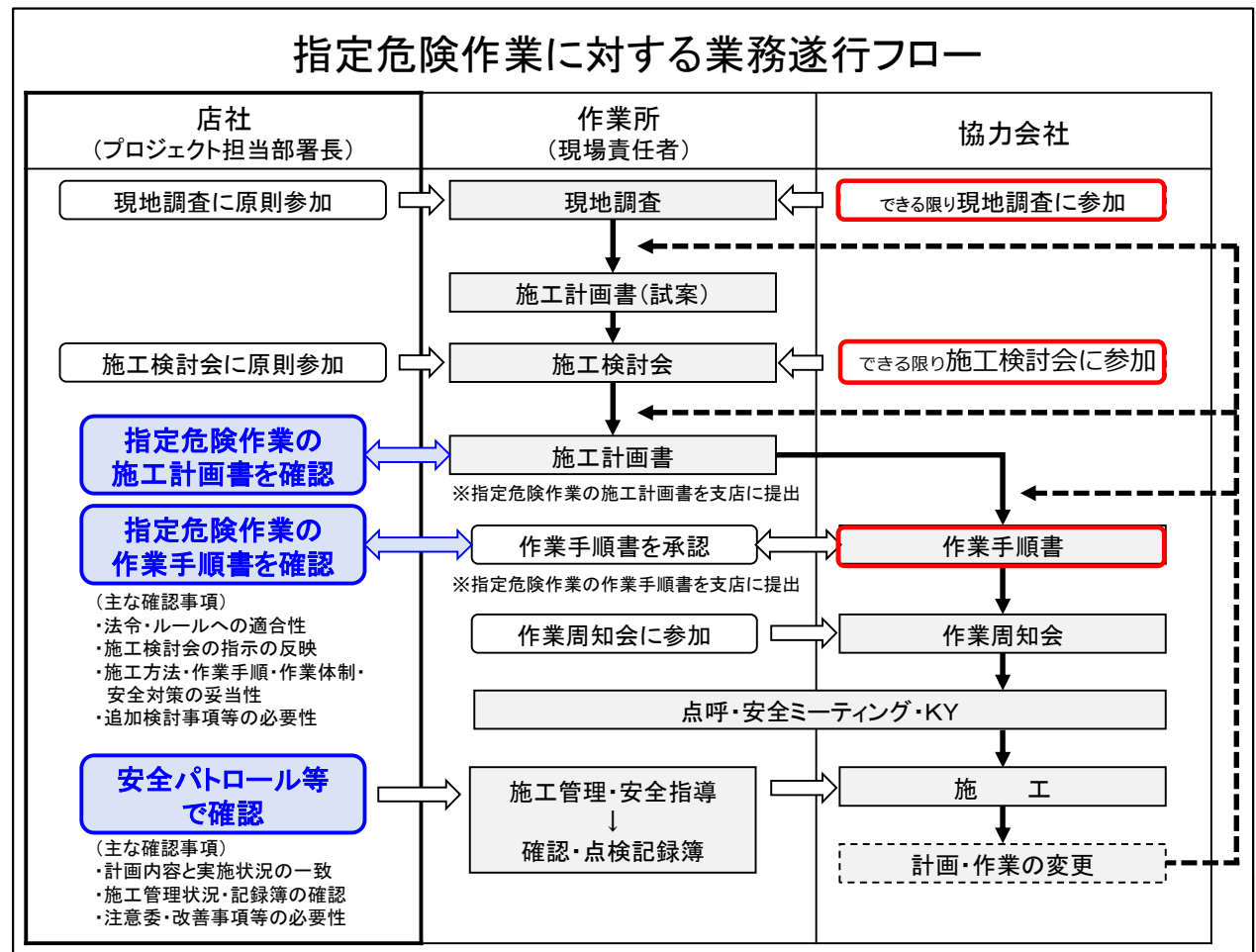
2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

I 計画段階① 計画段階におけるリスク排除の強化

工事内容に指定危険作業が含まれる場合は、下のフローに従い事前調査から施工まで行います。

○職長として実施する事柄

- **現地調査に**出来る限り**参加**
- **施工検討会に**出来る限り**参加**
- **指定危険作業に該当する作業について、綿密な作業手順書の作成**



2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

Ⅱ 安全確認① 作業終了時の安全確認

内容の概要

- ・ 毎日の作業終了時に、名工社員が作業員全員の異常の有無を確認します。
確認方法は、社員による目視若しくは、**職長**(作業責任者・安責者) **である皆さんが名工社員へ異常の有無を報告**します。
- ・ また、記録として職長(作業責任者・安責者)は、K Y 活動記録用紙に終了サイン欄がありますので、そこに各作業員の身体の異常の有無を自筆で記入させてください。
また、作業終了時の安全報告欄に、**報告者（職長）の氏名、報告時刻、報告内容（異常の有無）**について記入して提出してください。

※過去には異常無しと報告した作業員が帰宅後に、挟んだ・ぶつけた身体の部位が痛み、報告なく病院へ行き、受診に健康保険証を使用したため、後から労災隠しを疑われた事例がありました。

2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

Ⅱ 安全確認① 作業終了時の安全確認

○職長として実施する事柄

- 作業終了時に、身体の異常の有無について全作業員に**自筆で記入**（赤枠部分）させます。
- 作業終了時の安全報告欄**（青枠部分）に報告者の氏名・時刻・報告した内容（異常の有無）を記入した後に、内容を名工社員へ報告します。

リスクアセスメント		作業所長	関係責任者	報告者						
<u>KY活動記録</u>										
業者名		職長名								
作業所名		実施日		令和 年 月 日						
作業内容			安全指示事項							
（特定予測される）	【1R】	リスク評価【2R】		【3R】						
	危険性又は者数検査 （・・・して、・・・の状態なので、・・・になる）	可 受 性	重 大 性	見 察 力	救 済 度					
		リスクを除去・低減するための措置 【・・・は・・・の方法で作業する】								
行動目標										
新規入場者氏名◎印	新規・登録	氏名	開始時 健康状態	終了時 健康状態	終了時 心付	新規・登録	氏名	開始時 健康状態	終了時 健康状態	終了時 心付
			良・不良	良・不良				良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良				良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良				良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良				良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良				良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良				良・不良	良・不良	
					合計	名				
作業終了時の安全確認報告		報告者:		報告時刻:						
報告内容	無・有()									
※新規・資格欄は、新規入場者に◎印を記入する、また作業に必要な資格は記号を記入する。 ※終了時健康状態は身体の異常・怪我の有無を言い、サイン欄は作業終了時に作業員が白筆でサインする。 ※作業終了後は持ち場の整理整頓をし、職長・安全衛生責任者が災害の有無を事務所に報告する。										

2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

Ⅲ 安全確認③ 『声かけ・応答運動』の実施

内容の概要

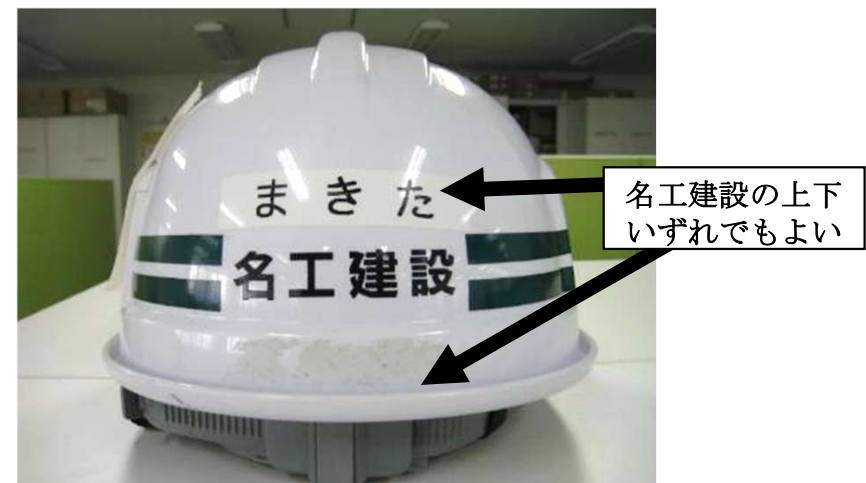
- ・名工建設の現場では、ヘルメットの前後面に「なまえ(平仮名)」をテプラ等で貼り付けて、名前が誰からも読めるようにしておきます。
- ・名工社員が「声かけリーダー」を作業員の中から任命します。最初は職長の皆さんやその他の責任者をリーダーに任命することが多いです。
- ・任命された「声かけリーダー」は、積極的に「○○さん、おはようございます」「ご苦労さん」などの挨拶をかけてください。
- ・「声かけリーダー」は、**不安全行動を見つけたら、**他社の作業員であっても必ず**声かけを行います。**
- ・声をかけられた人は、必ず返事をします。職長である皆さんから作業員へ、返事をするように促してください。

2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

Ⅲ 安全確認③ 『声かけ・応答運動』の実施

○職長として実施する事柄

- ・現場入場時まで、右写真を参考にヘルメットに“なまえ”を貼り付けます。
- ・声かけリーダーに任命された場合には、**積極的な声かけを行います。**
また、自身が不安全行動を行わないように意識して行動してください。



2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

IV 事故報告① 労災発生時の死傷病報告の方法

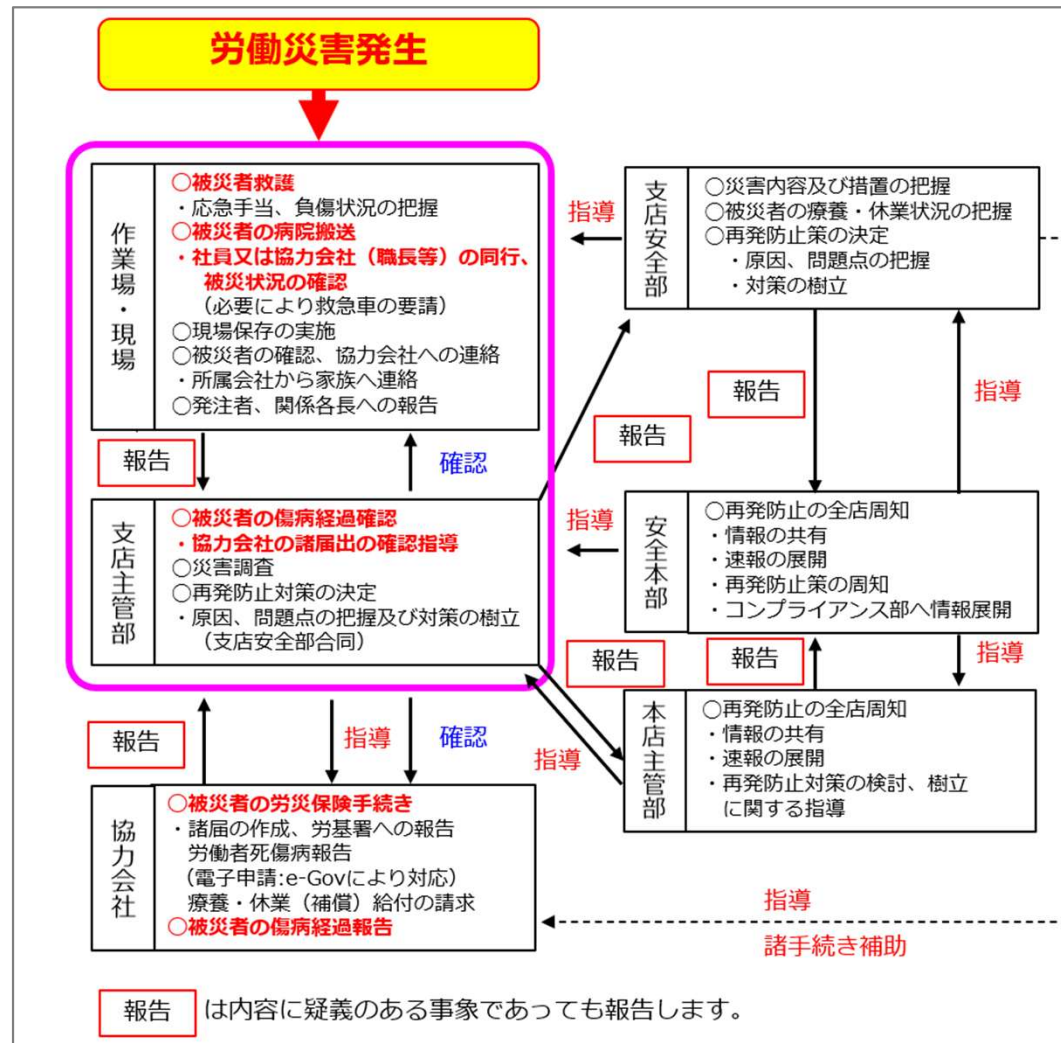
内容の概要

- ・ 作業中に労働災害が発生した時、また労働災害が発生したことを知った場合には、直ちに**被災した者の救護措置**（応急手当・怪我等の把握）を行ってください。
- ・ 被災者が痛みを訴えている場合は、名工社員が速やかに救急車の手配を行い、病院へ搬送します。
痛みを訴えていなくても受傷が疑われる場合には、被災者が“大丈夫だ”と言っていたとしても、速やかに病院に搬送して診断を受けさせてください。
- ・ 救急車を手配した場合には、同行者が必要です。
名工社員または、**職長である皆さんの部下が被災者である場合には職長さんが同行**してください。

2 "安全ルール集"より職長の皆様が遵守すべき事項

IV 事故報告① 労災発生時の死傷病報告の方法

参考：労働災害発生時の対応フロー



2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

V 事故報告② 労災かくしの絶滅

内容の概要

- ・ 労災かくしは犯罪であるため、職長として事象を知った際には速やかに名工社員へ報告してください。
- ・ 災害発生の有無を確認するために、KY活動記録で災害の有無を確認しています。
記録方法は「Ⅱ安全確認① 作業終了時の安全確認」で説明しています。
- ・ 職長として、自分が管轄している作業員全員が異常無く、作業を終了したことを確認して、名工社員へ報告して下さい。



2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

VI その他② 工事着手後に作業変更が発生した場合の取扱い

内容の概要

- ・ 工事着手後に予期せぬ出来事が発生した場合は、**職長である皆さんが当該の作業を一旦中止させてください。**
そして、**その内容（予期せぬ出来事）を名工社員へ報告**してください。

※予期せぬ出来事

- ① **予定外の作業が発生**
- ② **計画**（施工体制・配置・施工範囲・作業方法・使用機械・安全対策等）**が変更となる場合**
- ③ **想定外の状況**（天候急変・他作業との競合、使用機械の故障・トラブル）**となった場合**
- ④ **作業中に危険**（危ない・おかしい・分からない）**を感じた場合**

自分達の判断による、勝手な作業変更は厳禁です。

2 “安全ルール集”より職長の皆様が遵守すべき事項

VI その他② 工事着手後に作業変更が発生した場合の取扱い

内容の概要

- ・作業を一旦中止した後に、計画と現状を確認します。計画と現在の状況について比較検討を行います。その時には**職長である皆さんも検討に参加**してください。
- ① 施工計画自体に変更が生じる場合には、再度計画を策定した後に、変更した計画に沿った手順書に変更します。**職長である皆さんは手順書の変更及び変更後の手順周知**を行います。
- ② 計画は変更が無いが、作業手順書を変更する場合も同様に**手順書の変更及び変更後の手順周知**を行います。
- ③ 手順書を変更せず、留意点を追加する等して作業を再開する場合は、**職長である皆さんが留意点の内容を確認した後に作業員へ周知を行って**作業を再開します。

3 まとめ

名工ルール集について、実施事項を簡潔にまとめました。
この内容を現場施工時には遵守してください。

- I 現地調査・施工検討会へ参加して、綿密な作業手順書を作成**
- II 作業終了時における全作業員への安全確認・名工へ確実な報告**
- III 積極的な声かけの実施による不安全行動の撲滅**
- IV 自社の作業員が労働災害の場合は、病院へ同行**
- V 作業終了後の全作業員へ安全確認を実施して労災かくしを根絶**
- VI 予期せぬ出来事が発生した場合には、当該作業を中止させる**

よろしくお願ひします

※その他の項目については添付資料の“安全ルール集”を確認して下さい。

職長教育③

事故事例から学ぶ

名工建設（株）安全本部

項目

過去に発生した事故事例から、職長として行わなければならない事柄について考えてみましょう。

1. 押輪を人力で移動させる際に、押輪が転倒して指を狭窄
2. 外部足場組み立て中に、開口部から墜落
3. 稼働中のモルタルポンプに足を入れて狭窄
4. 解体材積込中に、作業員とBHアタッチメントが接触
5. BHのアームを下げずに移動させて、架空線を切断
6. 安全帯を使用せず荷取りを行い、足場から墜落
7. 足場に張られたネットを片付け中、落下物で通過車両を破損

① 推進工で使用する押輪を人力で移動させている時に押輪で指を挟む

1 事象の概要

- ①作業員 2 名で、推進発進立坑内において推進管を段取りするために、不安定な押輪を人力で押して移動させていた。
- ②作業員が押輪の取っ手を持って移動させていた時に、押輪のバランスが崩れ、作業員が押輪と共に転倒した。
- ③押輪の取っ手から手を離さなかったため、押輪と推進管を載せるために設置されていたH鋼で指を挟んだ。

※付記

- ・押輪は174kgの重量物であった。
- ・受傷した作業員は入社後3日目の新人であった。

①



②



③



2 職長としてこの現場で行わなければならないことは？

この事象で、職長は何をしていたか、何をすべきだったか考えてみましょう。また、行うべき内容が職長としての責務である①～⑥のどれに該当するかについても合わせて考えてみましょう。

職長が行うべきであった事柄	職長が行う職務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重量物かつ不安定でバランスが悪い押輪が倒れる場合を考えて、人力で移動させず、クレーン等を使用する。 →①② ・ 経験の浅い作業員に対して、重量物取扱い時の教育を行う →②③ 	①リスクアセスメントの実施
	②作業方法・手順の決定と作業員の配置
	③作業員の指導・教育
	④作業の指導・教育
	⑤異常時・災害発生時における措置
	⑥作業環境の保守管理

この事象で職長に行うべきであったことは

- ・ **作業環境や作業方法（押輪が転倒する危険等）を考えて、リスクを排除した作業手順を決定、周知する。**
- ・ **経験の浅い作業員に対して、重量物を取扱うにあたっての教育を実施する。**

以上2点の内容が不足していたため、重量物である押輪を人力で取り扱い、バランスが崩れて転倒した際に、指を狭窄してしまいました。

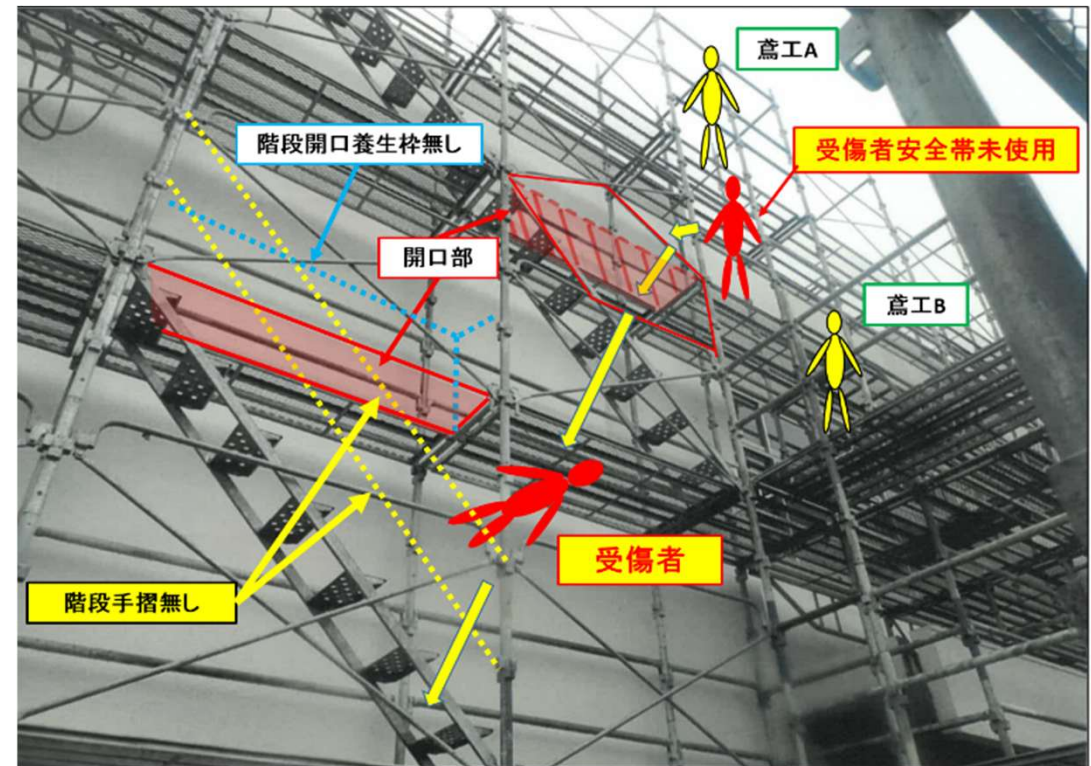
② 外部足場を組み立て中に、開口部から墜落

1 事象の概要

- ①外部足場の組立作業を行っていた。
組み立て途中の足場上であったため
階段手摺、階段開口部の養生柵等は
設置されていなかった。
- ②作業員（被災者）が足場部材を下の
鳶工Bから受け取り、上の鳶工Aへ渡
していたところ、バランスを崩して
階段開口部から墜落した。

※付記

- ・作業員は墜落制止用器具（安全带）を
着用していたが、使用していなかった。
- ・作業員は経験が浅く、安全带を使用し
なければならない環境を理解していな
かった。
- ・職長は打合せで現場を離れていた。
また、この昇降設備は“足場の組み立て
の時に自分達だけが使用する”と考
えて手摺や開口部の養生柵を後からの設置
で良いと勝手に判断していた。



2 職長としてこの現場で行わなければならないことは？

この事象で、職長は何をしていたか、何をすべきだったか考えてみましょう。また、行うべき内容が職長としての責務である①～⑥のどれに該当するかについても合わせて考えてみましょう。

職長が行うべきであった事柄	職長が行う職務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業を行う足場では手摺、開口部の養生を実施する。→②⑥ ・ 安全帯を使用する場所について作業員へ教育する。→②③ ・ 安全帯未使用者が居ないか現場の監督を行う。→④ 	①リスクアセスメントの実施
	②作業方法・手順の決定と作業員の配置
	③作業員の指導・教育
	④作業の指導・教育
	⑤異常時・災害発生時における措置
	⑥作業環境の保守管理

この事象で職長に行うべきであったことは

- ・ 足場上で作業を行う場合には、手摺を先行して設置して、開口部を塞ぐ措置を実施する。
- ・ 作業員に対して、高所（高さ2m以上）での足場組立作業では、必ず安全帯を使用して作業を行うことを指導する。

以上2点の内容が不足していたため、安全帯を使用しないで作業を行い、足場開口部から墜落してしまいました。

③ 回転中のモルタルポンプに足を入れて挟まれる

1 事象の概要

- ①トラックの荷台にモルタルプラントとして、モルタルミキサーとモルタルポンプを設置して、モルタルの吹付作業を行っていた。
- ②モルタル吹付開始後に、エアアーが噛んだ状態となったため、吹付側でモルタルポンプのスイッチを切った。
- ③プラント側でエアアー噛みの状態を解消して、作業を再開したところ、別の作業員がエアアー噛みの発生を防うしようとして、回転中のポンプ内に足を入れて受傷した。

※付記

- ・職長は吹付作業を監督していた
- ・エアアー噛みの対応として、スコップ・コテを用意してあったが、まれに足でモルタルを踏みつけることによりエアアー噛みを解消できるることがあった。



2 職長としてこの現場で行わなければならないことは？

この事象で、職長は何をしていたか、何をすべきだったか考えてみましょう。また、行うべき内容が職長としての責務である①～⑥のどれに該当するかについても合わせて考えてみましょう。

職長が行うべきであった事柄	職長が行う職務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職長は作業全体の状況を監督して、危険な作業を行わせない →②⑤ ・ エアー噛み等ポンプトラブルの対応策を定めて、関係作業員に周知する。→③⑤ ・ ポンプに足を入れられないように枠を設置する。→④⑥ 	①リスクアセスメントの実施
	②作業方法・手順の決定と作業員の配置
	③作業員の指導・教育
	④作業の指導・教育
	⑤異常時・災害発生時における措置
	⑥作業環境の保守管理

この事象で職長に行うべきであったことは

- ・ エアー噛みの解消方法についても作業手順書に定めて記載する、またその方法を関係作業員全員に教育・周知を行う。
- ・ 作業員に対して、ポンプに足を入れないことを指導して徹底させる。

以上2点の内容が不足していたため、エアー噛みの対応として、足で踏めば済むと考えた作業員が勝手にポンプに足を入れて、巻き込まれてしまいました。

④ 作業員が解体材を積み込もうとしてバックホウと接触

1 事象の概要

- ①作業員は、コンクリートブロックをバックホウで掴める状態へ集積してバックホウ運転者に手で合図を行った。
- ②バックホウの運転者は、合図者(職長)からの指示を待たず、作業員が合図をして横に避けたため、退避したと判断してバックホウを稼働させた。その際に、バックホウのアームと作業員が接触した。



2 職長としてこの現場で行わなければならないことは？

この事象で、職長は何をしていたか、何をすべきだったか考えてみましょう。また、行うべき内容が職長としての責務である①～⑥のどれに該当するかについても合わせて考えてみましょう。

職長が行うべきであった事柄	職長が行う職務
<ul style="list-style-type: none"> バックホウは合図者の指示に従って動くことを徹底させる →②③④ 作業員がバックホウの作業範囲から退出した後にバックホウを稼働させることを指導する。→②④ 作業員の退避場所、退避完了合図を定めて、作業関係者へ周知を行う。→①② 	①リスクアセスメントの実施
	②作業方法・手順の決定と作業員の配置
	③作業員の指導・教育
	④作業の指導・教育
	⑤異常時・災害発生時における措置
	⑥作業環境の保守管理

この事象で職長に行うべきであったことは

- ・バックホウは合図者の指示に従い、稼働させることを指導する。
- ・解体の作業手順、合図、手元作業員の退避場所や退避完了合図について作業計画に定めて、関係作業員へ周知する。

以上2点の内容が不足していたため、バックホウ運転者と手元作業員の間で意思疎通が出来ず、バックホウと作業員が接触・負傷してしまいました。

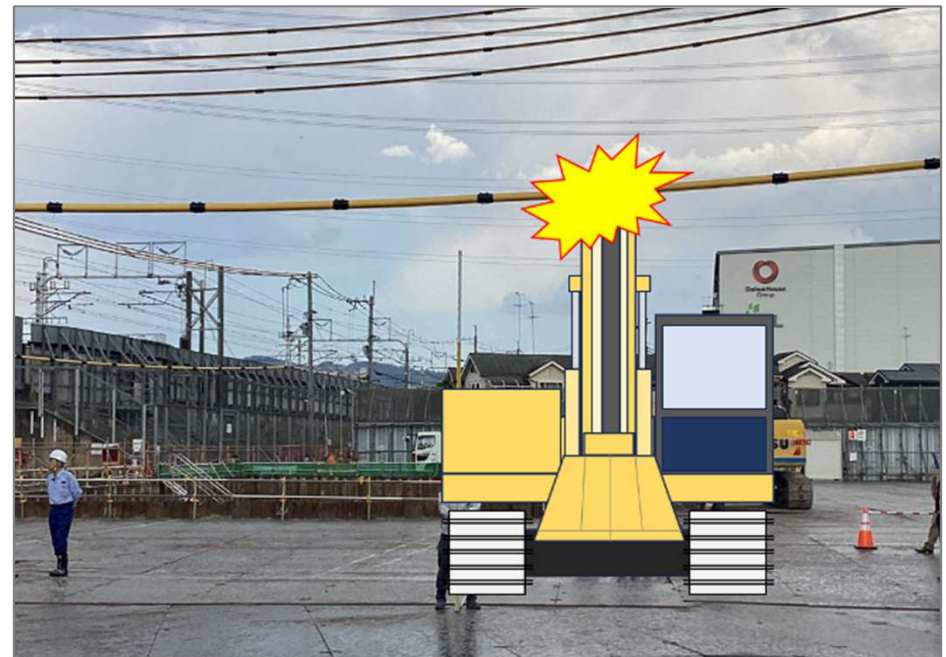
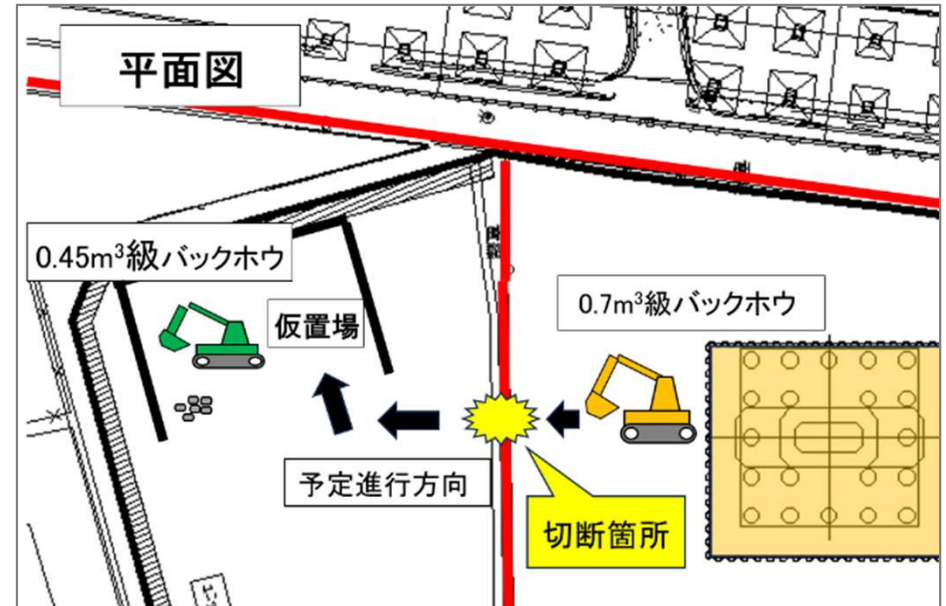
⑤バックホウのアームを下げずに移動して、架空線を切断

1 事象の概要

- ①現場ヤードとバックホウの仮置き場の間には架空線が敷設されていた。
- ②現場ヤード側に置かれていた0.7m³バックホウを仮置き場に戻すために移動しようとした。
- ③バックホウの運転者が架空線の存在を失念していたため、バックホウのアームを下げずに移動させて、架空線と接触・切断した。

※付記

- ・架空線の移設は出来なかった、注意喚起旗は設置されていたが誘導員等は配置していない。
- ・架空線付近を通過する時のルール等は定められていなかった。
- ・当日の作業で0.7m³のバックホウは使用しておらず、作業計画等はなかったが翌日以降の作業を考えて片付けようとして勝手に移動させた（予定外）。



2 職長としてこの現場で行わなければならないことは？

この事象で、職長は何をしていたか、何をすべきだったか考えてみましょう。また、行うべき内容が職長としての責務である①～⑥のどれに該当するかについても合わせて考えてみましょう。

職長が行うべきであった事柄	職長が行う職務
<ul style="list-style-type: none"> 作業前に架空線の高さを確認して、架空線下部を通過する際はバックホウのアームを下げて通過するルールを定め、バックホウの運転者へ周知を行う。→①②③ 計画にない作業は行わせない。→③⑤ 	①リスクアセスメントの実施
	②作業方法・手順の決定と作業員の配置
	③作業員の指導・教育
	④作業の指導・教育
	⑤異常時・災害発生時における措置
	⑥作業環境の保守管理

この事象で職長に行うべきであったことは

- ・ 架空線のある箇所では、架空線下通過時の具体的なルールを定めて教育を行う。
- ・ 当初の計画にない作業を勝手に追加しない、させないように指導する。

以上2点の内容が不足していたため、無計画のまま0.7m³バックホウを移動させて、架空線下を通る時も当たらないようにするだけであったため、具体的な対策が無かったため、アームを下げ忘れて、架空線を切断してしまいました。

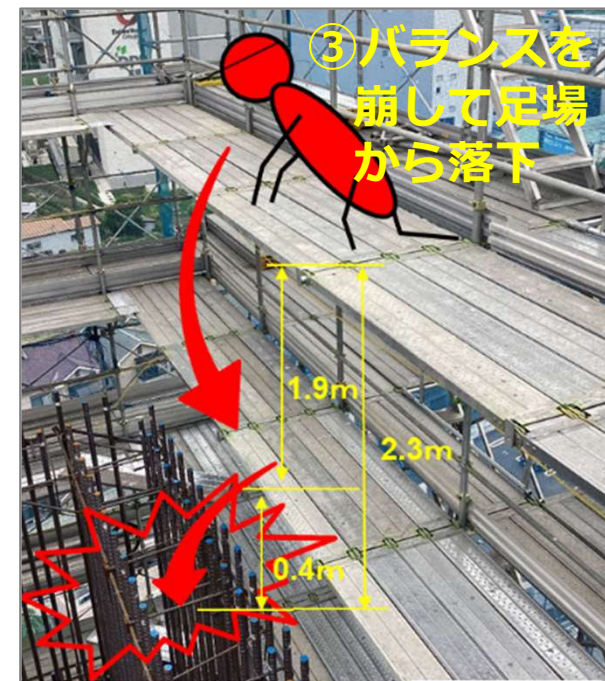
⑥ 安全帯を使用せずブラケット足場上で作業を行い、2.3m下へ墜落

1 事象の概要

- ①足場板をブラケット足場上へ荷揚げして、玉掛けを外そうとした際に、玉掛けの一部がリン木に挟まった。
- ②挟まった玉掛けを外そうとした際、フルハーネスのランヤード（二丁掛け仕様）が伸びきった状態となって届かなかった。
- ③そこで、もう一つのランヤードフックを掛けずに手すりに掛けていたランヤードフックを外した時に、バランスを崩し足場から転落した。

※付記

- ・親綱を計画では設置することとしていたが未設置であった。



2 職長としてこの現場で行わなければならないことは？

この事象で、職長は何をしていたか、何をすべきだったか考えてみましょう。また、行うべき内容が職長としての責務である①～⑥のどれに該当するかについても合わせて考えてみましょう。

職長が行うべきであった事柄	職長が行う職務
<ul style="list-style-type: none"> 親綱が設置されていなければ、作業を行わせないように指導・周知を行う →②③④ 安全帯を使用する時は無胴綱状態とならないように作業員へ指導、教育を行う →③ 作業現場の実際の状況を確認する、親綱設置の指示を行う →②⑥ 親綱の先行設置の他、開口箇所には墜落防止で手すり等の設置を行う →② 	①リスクアセスメントの実施
	②作業方法・手順の決定と作業員の配置
	③作業員の指導・教育
	④作業の指導・教育
	⑤異常時・災害発生時における措置
	⑥作業環境の保守管理

この事象で職長に行うべきであったことは

- 作業手順に定めた親綱が未設置であったので、親綱を設置してから作業を行うように指導する。
- 作業員に対して、安全帯（墜落制止用器具）を使用する場面では、無胴綱状態で作業を行わないことを指導する。

以上2点の内容が不足していたため、親綱が無い状況でも荷取り作業を行い、フックの長さが足りなかったため、無胴綱状態となった時に墜落してしまいました。

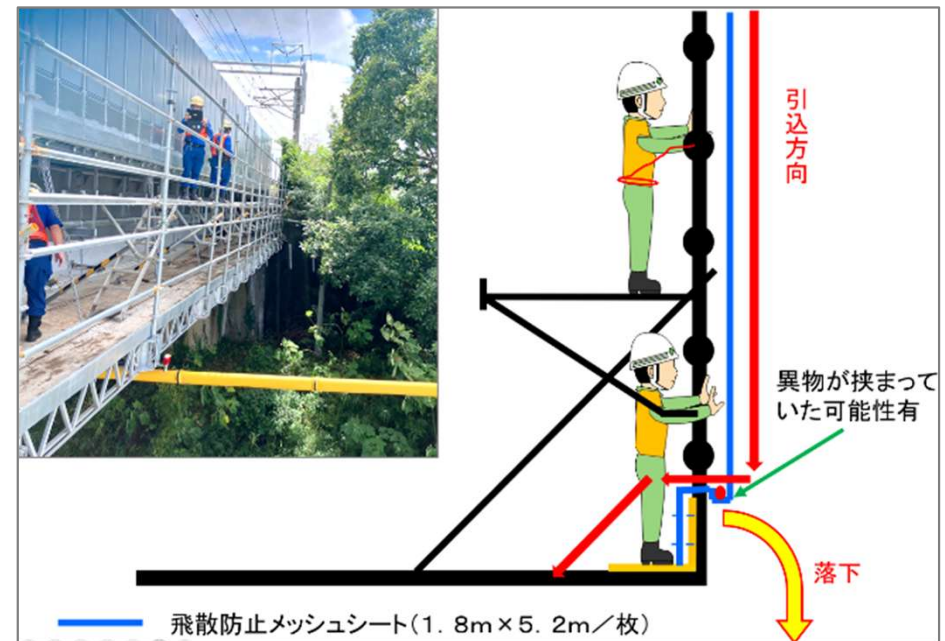
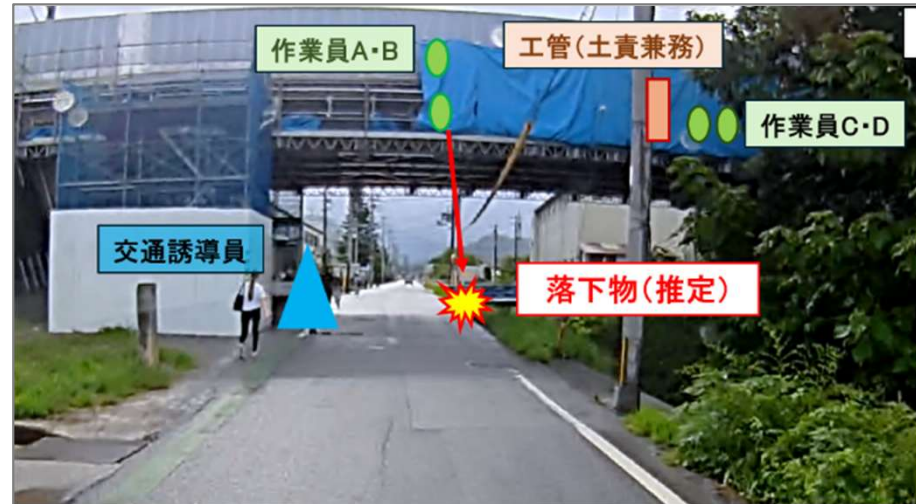
⑦ 足場に設置したネットを撤去中、落下物により通行中の車両を損傷

1 事象の概要

- ① 台風接近に伴い足場に設置していた飛散防止用のメッシュシートを撤去していた。
- ② メッシュシート上に碎石や使用した材料が撤去時に、足場下の道路へ落下する恐れがあったため、道路直上の箇所では自動車・歩行者が通過する場合は作業を一時中断するルールを定めていた。
- ③ しかし、道路上で車が接近していても作業を一時中断しなかったため、メッシュシート上にあった石が道路に落下して、通行中の一般車両に衝撃した。

※付記

- ・ 前日も同じ作業を行い、その時は作業の一時中断は実施されていた。
- ・ 事象発生時に職長は清掃作業の監督をしており、同作業は見えていない。



2 職長としてこの現場で行わなければならないことは？

この事象で、職長は何をしていたか、何をすべきだったか考えてみましょう。また、行うべき内容が職長としての責務である①～⑥のどれに該当するかについても合わせて考えてみましょう。

職長が行うべきであった事柄	職長が行う職務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下の道路を通行する車や人が通過する場合には作業を確実に一時中断させることを徹底する。→②⑤ ・ 作業員に対して作業を一時中団することの教育を行う。→③ 	①リスクアセスメントの実施
	②作業方法・手順の決定と作業員の配置
	③作業員の指導・教育
	④作業の指導・教育
	⑤異常時・災害発生時における措置
	⑥作業環境の保守管理

この事象で職長に行うべきであったことは

- ・ **作業手順で足場下部の道路を車両・人が通行する場合は作業を一時中止する。**
- ・ **作業員に対して作業を一時中止することの周知・教育を行う。**

以上2点の内容が不足していたため、自動車接近しても継続してネットの撤去作業を行い、落下物を発生させてしまいました。

添付資料(1)

名工建設安全ルール集抜粋

名工建設（株）安全本部

目次

1. 名工ルール集について（灰色で塗られたルールについては割愛します）

項目	内容	項目	内容
工事事務①	警備員に関する保険の取扱い	限界支障防止②	在来線における限界確認の徹底
工事事務②	一人親方の取扱い	セキュリティ①	事務所のセキュリティ確保
工事事務③	社会保険加入の確認	セキュリティ②	新幹線へのさく内立入り（ARS手続き）
工事事務④	安全衛生旗の掲揚	保護具①	足甲プロテクターの着用
資格管理①	日本鉄道施設協会 保安講習会の受講	保護具②	J R東海工事における安全機能を有した空調服等の着用
計画段階①	計画段階におけるリスク排除の強化	保護具③	一般工事及びJ R工事における作業時の服装・保護帽の着用
計画段階②	工事用資機材の搬入出に伴う安全管理	安全確認①	作業終了時の安全確認
施工体制①	別途業者を一次下請とする場合の安全管理	安全確認②	安全確認（K）活動
労災防止①	草刈機使用時の労災防止	安全確認③	『声かけ・応答』の実施
労災防止②	トラックの荷の積卸作業での労災防止	事故報告①	労災発生時の死傷病報告の方法
労災防止③	ライナー掘削時の安全確保	事故報告②	労災かくしの絶滅
墜落防止①	墜落制止用器具（安全帯）の更新	事故報告③	事象発生時の社長への連絡体制等
墜落防止②	水中に転落する恐れのある場合の対応	交通安全①	社有車運転時の注意事項
重機使用①	吊り荷落下災害防止対策	交通安全②	安全教育の実施、徹底
重機使用②	重機レンタル契約時の取扱い	交通安全③	交通違反、交通事故発生時の対応
重機使用③	ユニック車のブーム収納の徹底	その他①	新幹線工事における作業表示標及び閃光式信号機の設置方法
重機使用④	バックホウの取扱い	その他②	工事着手後に作業変更等が発生した場合の取扱い
重機使用⑤	鉄道関連工事における重機使用の安全管理	その他③	携帯型列車運転状況表示装置の紛失防止
火災防止①	火災対策の徹底	その他④	カメラ撮影による作業状況の実態把握
限界支障防止①	確認車通過までに跡点検が終了しない場合の取扱い	待避不良防止①	待避不良根絶の取り組み（在来線）

1 計画段階①

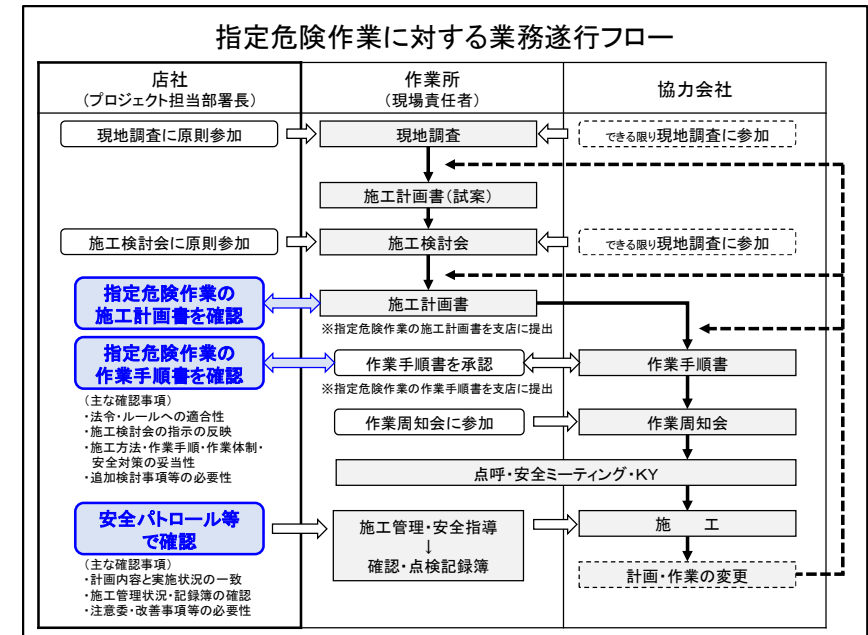
計画段階におけるリスク排除の強化

1. 指定危険作業の選定

- 土木・建築・軌道の各主管本部長が、各部門における重大事故に繋がるリスクがある『指定危険作業』を指定する。

2. 施工計画書・作業手順書の作成・確認

- 現場責任者（作業所長等）は、「指定危険作業が含まれる工事の施工計画書及び作業手順書」を承認するまえに、当該プロジェクトを所管する支店又は地区軌道部の部長等にそれらを提出する。
- 当該プロジェクトを所管する支店又は地区軌道部の部長等は、現場責任者（作業所長等）から提出された施工計画書及び作業手順書について、指定危険作業に関わる内容（リスクの洗い出しや安全対策等）が必要十分であることを確認する。また、作業が計画通りに実施されていることを安全パトロール等によって確認する。



1 計画段階②

工所用資機材の搬入出に伴う安全管理

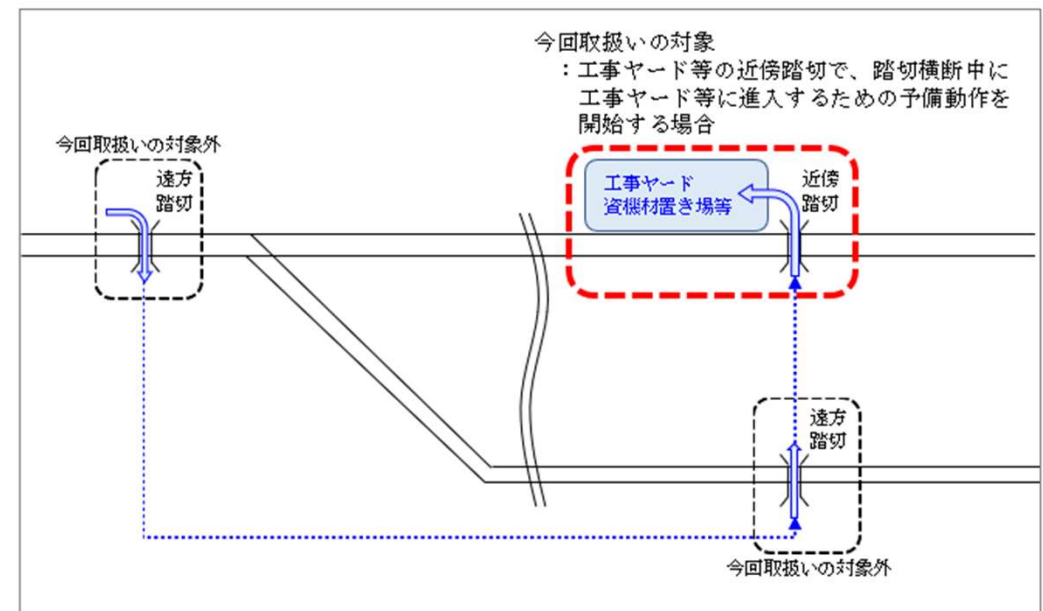
1. 本取扱いの対象ケース

- ・名工建設の直接的な指揮下ではない運送会社等（リース会社や材料メーカーが手配）の車両（以下、運送会社等の車両という。）が、名工建設が引渡しを受けることとなる工事ヤード資機材置き場等の近傍踏切を横断する際、踏切支障しないために名工建設が関与する必要がある場合。

2. 具体的な取扱い

- ・運送会社等及び必要によりJR関係箇所と調整のうえで、工事ヤード資機材置き場等の近傍踏切の横断及び工事ヤード・資機材置き場等への進入に関わる事前検討を入念に実施する。
- ・運送会社等と近傍踏切の横断及び工事ヤード・資機材置き場等への進入に関する具体的な方法を共有化する。
- ・必要により、現地において車両誘導を実施する。

この取扱いの対象となる場合の図



1 労災防止①

草刈機使用時の労災防止の徹底について

1. 草刈機のハンドル
 - ・非対称ハンドル、両手ハンドル、ループハンドルなど、ハンドル取付けタイプに限定して使用する。
 - ・2グリップタイプは使用禁止とする。
2. 草刈機の肩ベルト
 - ・クロスタイプ肩ベルト、腰ベルトタイプ肩ベルトに限定して使用する。
 - ・シングルタイプは使用禁止とする。
3. 着用保護具について
 - ・草刈機使用時は保護ゴーグルを着用する。
 - ・手袋は防振手袋を着用する、手鎌による刈取の際は耐切創手袋を着用する。
4. 作業手順書による安全教育の実施
 - ・草刈機使用時は、作業手順書を作成させるとともに、作業手順書を活用した安全教育を実施する。

1 労災防止②

トラックの荷の積卸し作業における労災防止



1. トラックから荷を積卸す場合の遵守事項

- ・荷を積み下ろす際は、労働安全衛生規則 第151条の4（2名以上での荷の積卸し作業時）及び第151条の70（百キロ以上の重量物の積卸し作業）を遵守する。内容は次項による。
- ・事業者は、作業（荷の積卸し）を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせる。

2. 作業を指揮する者が行わなければならない事項

- ・作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮する。
- ・作業で使用する器具、工具の点検を行う、不良品があった場合には取り除く。
- ・作業関係者以外の立入禁止措置を実施する。
- ・ロープ解き、シート外し作業の場合、荷の落下の危険が無いことを確認した後、作業着手を指示する。
- ・床面と荷台上の荷の上面への昇降設備及び、保護帽の使用状況の監視を行う。

3. トラック荷台へ昇降する場合

- ・トラック荷台への昇降は、原則として昇降用タラップを使用する。
（最大積載量5 t以上の車両には、昇降設備を使用することが義務付けられている）

1 労災防止③

ライナー掘削時の安全確保について

1. ライナー掘削時の労働災害例

- ・ライナー掘削時、構内で掘削した土をバケツで吊上げ搬出した際に、バケツが落下して作業員に衝撃した事象が発生している。

2. 基礎掘削時の安全確保

- ・掘削の作業手順に、バケツ等を吊り上げるフックの点検を記入し実施させる。
- ・点検時はフックのストッパーに遊びが無いことを確認し、遊びがある場合のフックは使用を禁止する。
- ・吊上げ前にバケツ等の取手がフックに確実に掛かっていることを確認する。確認を実施後に吊上げを行う。
- ・バケツが落下した場合に備え、防護板を設置する。

1 墜落防止①

墜落制止用器具（安全帯）の取り扱いについて

1. 墜落制止用器具（安全帯）について

- ・社員が使用する墜落制止用器具（安全帯）はフルハーネス型とする。また、ランヤードはWランヤードとして、巻取り式とする。
- ・協力会社社員については、基本的に同様のフルハーネス型を使用する。
（墜落時に作業員が地面に激突する恐れがある場合については、この限りではない）

2. 墜落制止用器具（安全帯）の更新について

- ・汚損、使用期限切れ等で墜落制止用器具（安全帯）を更新する場合には、現行品と同程度の安全機能を備えたものとする。
- ・更新の目安としては、使用開始から3年経過を目安として、所定の手続きに従い実施する。



フルハーネス型墜落制止用器具



巻取り式ランヤード（Wランヤード）

1 墜落防止②

水中に転落する恐れがある場合の対応

1. 水中に転落する恐れがある作業について
 - ・ 水中につい転落する可能性がある場合には、救命具を現場に備え付ける。
 - ・ 該当する作業員には救命胴衣を着用させる。

1 重機使用①

吊り荷落下災害防止対策について

1. 吊り荷落下災害絶滅行動指針の制定
 - ・“吊り荷の下に入らない、入らせない”
 - ・指針を記載した垂れ幕を安全掲示板や点呼場に掲示する。

2. 関係者以外への立入禁止区域の明示
 - ・移動式クレーン等の旋回・移動範囲及び吊り荷の落下想定範囲内は、立入禁止柵（カラーコーン＋バー、ピン柵など）を設置する。ただし、当該現場の作業状況により立入禁止柵の設置が困難な場合は、現場責任者（作業所長・工事管理者等）の許可を得て、それに代わる必要な措置を取る。
 - ・移動式クレーン作業計画書、汎用機械作業計画書には、実態に合った合図者及び合図位置を記入し、合図方法も確認する。
 - ・ユニック作業についても同様の措置を取る。
（玉掛けからクレーン操作まで一人での作業の場合は該当しない）

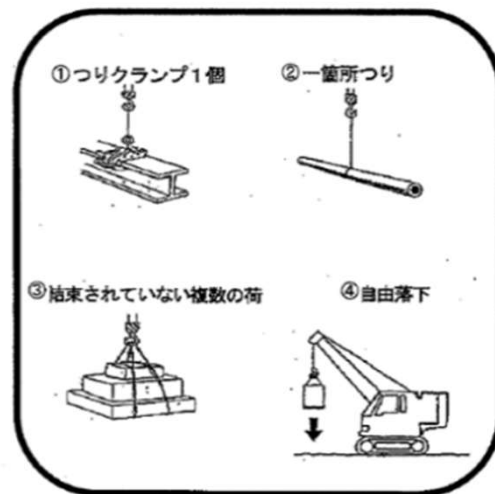
1 重機使用①

吊り荷落下災害防止対策について

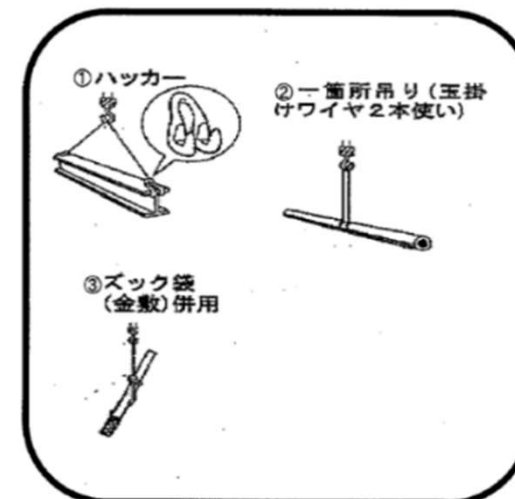
3. 玉掛方法の制限と玉掛者の明確化

- ・「吊クランプ 1 個、一箇所吊り、結束されていない複数の荷、自由落下」は禁止とする。
- ・「ハッカー、一箇所吊り（ワイヤー 2 本使い）、ズック袋（金縛）併用」は現場責任者（作業所長・工事管理者等）の許可を受けた場合のみ使用を可能とする。
- ・玉掛者、合図者を明確化するために、任命された玉掛者・合図者はヘルメットにシール、ヘルバンド等を着用して作業を行う。

禁止とする玉掛け方法



プロジェクトリーダー(現場責任者)の許可を得る玉掛け方法



1 重機使用①

吊り荷落下災害防止対策について

4. 玉掛用具の確認

- 玉掛者は、クレーン入場時に使用する玉掛用具の異常の有無を必ず確認し、確認結果を玉掛責任者に報告する。
- ベルトスリング使用時は、角当て用具も準備されているか確認する。
- 玉掛ワイヤー、ベルトスリングには月別点検色のテープを貼り付け、月毎に点検を行う。
- ベルトスリングには使用開始年月が記入されているか確認し、記入の無いものは使用しない。
- ベルトスリングは製造販売メーカーの点検項目に従い、点検を行う。

1 重機使用①

吊り荷落下災害防止対策について

5. 「玉掛3・3・3運動」の実施

- 玉掛者、合図者の基本動作を目に見える形で実施、確認するために、「玉掛3・3・3運動」を実施する。
- 「玉掛3・3・3運動」とは“吊り荷を30cm吊り上げ、3秒間停止する地切りを行い、また半径3m以内は立入禁止とする”ことを指す。
- 「玉掛3・3・3運動」ポスターを作成し、関係箇所配布・掲示する

「玉掛3・3・3運動」ポスター



1 重機使用②

重機レンタル契約時の取扱い

1. 重機をレンタル契約する場合の取扱い

- ・ 工事で使用する重機械（オペがセットでない）を当社でレンタルし、協力会社へ貸与、使用させる場合は、全て当社名義でレンタル契約する。
- ・ 重機械のみのレンタル契約時には、「法定点検（年次、月次点検）」と「オペに対する重機械の取扱い操作説明」をレンタル会社に義務付ける発注とする。
(協力会社がレンタル契約して重機械を持ち込む場合を除く。ただし、工所用重機械持込届の提出を求める)

1 重機使用③

ユニック車のブーム格納の徹底について

1. ユニック車を使用する場合の対策

- ユニック車を走行させる前に、クレーンブームが格納されているかを運転者に確認させる。
- 工事における責任者は、ユニック車の運転者に対して、走行する前にブームの格納を確認することを指導する。
- ユニック車を使用する場合には、ブーム未格納時における警報装置等を装備した車を使用するよう指導する。
- 在来線工事においては、保安関係標準示方書に定める以下の安全装置を備えた車両を使用する。

※安全装置は“ブームを上げると運転席のブザーが鳴動、ランプが点灯し、ブームを収納するとランプが止まる”構造とする。

1 重機使用④

バックホウの取り扱いについて

1. バックホウ使用時の誤作動防止対策
 - ・ 運転者が作業中に立ち上がる（腰を浮かす）際には、安全ロックレバーを掛けてあることを確認する。
 - ・ 運転者は、操作レバーに引っ掛かる恐れがあるため、安全チョッキを着用しない。
 - ・ J R 工事などで安全チョッキの着用が必要な場合は、「蛍光線入りつなぎ服等」を着用する。
2. 取扱い上の注意
 - ・ 堅固でない法肩や地盤面を移動する場合や、当該箇所で作業を行う際には、敷鉄板等の対策を実施する。
3. 離席時における取扱いの注意事項
 - ・ バックホウから運転者が離れる際は、バケット・排土板を接地させ、キーを抜いておく。
 - ・ 法肩や不安定な箇所には、バックホウを停車しない。
4. 軌陸式バックホウ使用時の注意事項
 - ・ 軌陸式バックホウで荷の吊上げを行う際は、軌道走行モードからクレーンモードに切り替え、キャタピラを接地させた後に行う。

1 重機使用⑤

鉄道関連工事における重機使用の安全管理

1. 社員の立会等

- ・線路内及び線路近接作業において、工事用重機械を使用する作業は、必ず社員が立会する。
- ・社員は、毎日の作業内容を確実に把握し、工事管理者等に対して確実な指示を行う。

2. バックホウ運転手の服装等

- ・バックホウ運転手の意図しないレバー操作による労働災害を絶滅するため、バックホウ運転手は、安全チョッキの着用を禁止し、バックホウ運転手の服装は、下記のいずれかとする。
 - ① 蛍光線入りつなぎ服
 - ② 蛍光線入りTシャツ
 - ③ 蛍光線付きアノラックや雨具などを着用する場合は、ポケットやズボンの裾などが操作レバーに引っかからない様に処置した場合は着用可能とする。
- ・バックホウの運転席では、誤操作防止のため、蛍光線入りつなぎ服・蛍光線入りTシャツ・蛍光線付きアノラック・雨具等の着脱は行わない。

1 火災防止①

火災対策の徹底

1. 作業現場における火災対策の徹底

- 工事現場の分電盤は、“工事用”と常時通電が必要な“保安用”に分離する。
- “工事用”の電源は、作業終了後に分電盤で電源を遮断し、コンセントからプラグを抜く。また、工事責任者は、それを確認し分電盤に鍵を掛ける。
- 差し込みプラグには、トラッキング防止が施されたものを使用する。また、分電盤や電源ケーブルの周辺には燃えやすい物を置かない。



トラッキング
防止材取付状況

- 引火または爆発等の恐れがある燃料・樹脂材料・発電機等の資機材の取扱いには特に注意を払い、作業終了後は安全な場所での保管を徹底する。
- 分電盤及び電源ケーブルの定期的に点検を実施する。
- 火器を使用する作業の際は、周囲に燃え移る可能性がある物は無いかを事前に調査・確認する。

1 火災防止①

火災対策の徹底

1. 作業現場における火災対策の徹底

- 溶接・ガス切断・レール切断等作業においては、事前に消火器・消火用水を準備すると共に耐火性能を有するシート等により囲いを設ける等して火花養生を徹底する。また囲いを行っても火花が飛散する可能性がある場合には、飛散範囲を想定し事前に十分な散水を行う。
- のり面など火花が引火しやすい箇所での作業の場合は、囲いの盛替えや火花の飛散状況の確認を目的とした監視者を配置する等の対策を行う。
- 薬剤等を使用する場合は、事前にSDSを入手し、引火・爆発等の危険を計画段階で排除したうえで、作業手順書の作成や取扱い等について関係者へ教育・指導する。
- 電気溶接作業や発電機・電動機を用いた作業等においては、アース線が正しい位置に取り付けられていることを確認する。
- 天井裏や吊足場など囲われた場所で作業を行う場合は、火災発生に備え、安全な避難通路を確保し、関係作業者に周知する。
- 消火器は、法令に基づき防火対象物から歩行距離20m以内（すぐに使用が可能な位置）に設置するとともに、消火器の点検を確実にを行う。消火器は地面に直接置くことを避け、消火器の設置個所を関係者全員に周知する。

1 火災防止①

火災対策の徹底

1. 作業現場における火災対策の徹底
 - ・ 作業所長、工事管理者等は、火器を使用した作業場の火元確認等及び跡点検を実施する。(その場合の責任者とする)

2. 喫煙の火災対策
 - ・ 作業に従事しながらの喫煙は禁止とし、喫煙は指定された安全な喫煙場所にて行う。なお、お客様及び一般公衆の目につく場所を喫煙場所としない。
 - ・ 喫煙場所には吸殻入れを用意し、ポイ捨ては絶対にさせない。喫煙の都度、吸い殻の後始末及び防火措置を行う。
 - ・ 列車見張員にも適宜休憩を与え、喫煙する列車見張員に配慮する。

1 限界支障防止①

確認車通過までに跡点検が終了しない場合の取扱い

1. 対象工事
 - ・本取扱いの対象は、J R 東海の新幹線関連工事とする。
2. 跡点検の実施
 - ・確認車の通過 10 分前までに必ず跡点検を終了する。
3. やむを得ず、確認車通過までに跡点検が完了しない場合の取扱い
 - ・直ちに施設指令へ連絡し、施設指令の指示に従う。
 - ・確認車が作業現場に接近し、確認車を停止させる必要が発生した場合は、確認車への電話連絡及び合図灯による停止合図灯の必要な措置を行う。

1 限界支障防止②

在来線における限界確認の徹底について

1. 限界支障物確認者の指名
 - ・ 工事管理者は、当日の点呼において限界支障物確認者を指名し、ワッペンを装着させる。
2. 名工社員の立会
 - ・ 建築限界を支障する作業は名工社員の工事管理者が立ち会うことを厳守する。
3. ホーム区間の建築限界の確認方法の再徹底
 - ・ 工事管理者は、ホーム区間における建築限界の確認方法を、点呼にて再徹底する。

1 セキュリティ②

新幹線へのさく内立入り（ARS手続き）

1. さく内に立ち入る際の手続き
 - ・ さく内に立ち入る際は、必ずARSによる着手手続きを行った後、さく内に立ち入る。
 - ・ 緊急時に施設指令等からの指示に基づいてさく内に立ち入る場合は、施設指令に「ARSによる着手手続きをせずにさく内に立ち入る」旨を確認した後、さく内に立ち入ること。
2. 立入り着手予定時刻より、着手30分以上遅れる場合の取扱い
 - ・ 以前より、「立入り着手予定時刻より、着手30分以上遅れる」旨の施設指令へ連絡するようJRより指導されてきたが、必ずしも連絡が必要ではない。
 - ・ 30分以上立入り着手が遅れても、ARSにて事前承認された時間内であれば、ARSにて着手できる。
3. その他
 - ・ 退出予定時刻については、自己の判断で勝手に延長すると、発報事象となるため、絶対にしない。この場合は、退出予定時刻の概ね15分前までに施設指令に連絡し、退出予定時刻の延長手配を行う。
 - ・ ARSシステムの停止時間帯（6:30～7:59）に着手・終了の通告を行う時は、施設指令に電話連絡で通告する。なお、システム停止時間帯に着手の通告を行った場合は、終了の通告は8:00以降であったとしても、施設指令に電話連絡で通告する。

1 保護具①

足甲プロテクターの着用について

1. 足甲プロテクターについて

- ・名工社員に貸与する安全靴は足甲プロテクターと一体となったものとする。
- ・協力会社社員が使用する安全靴についても同様とする。
- ・土木・建築工事で、足甲プロテクターの着用が現実的でない職種が足甲プロテクターによる保護が必要と認めた作業（足甲を受傷する恐れのある作業：斫り作業、重量物を取り扱う作業）を行う場合においては、作業所において足甲プロテクターを貸与する等で、必ずプロテクターを着用させてから作業に当たらせる。
- ・貸与用の足甲プロテクターを着用した状態での自動車運転は禁止とする。

1 保護具②

J R東海工事における安全チョッキ機能を有した空調服等の着用

1. 安全チョッキを着用しない場合の服装
 - ・ J R東海工事において、つなぎ服・Tシャツ・空調服により、安全チョッキを着用しない場合は、蛍光線を縫い付けるものとする。
2. つなぎ服
 - ・ 蛍光線の色・幅は、名工建設で使用しているアノラックと同じ幅（50mm）とする。
 - ・ ポケットは胸部・尻部だけとし、その他の既設ポケットは縫い付けて使用不可とする。



1 保護具②

JR東海工事における安全チョッキ機能を有した空調服等の着用

3. Tシャツ

- ・ 蛍光色：蛍光オレンジ（スリーエムジャパン製）JRの安全チョッキと同色とする。
- ・ 半袖のTシャツを着用する際は、アンダーウエアに長袖を着用し、半袖のみでの作業は禁止する。



蛍光線入りTシャツ（表）



蛍光線入りTシャツ（裏）

4. 空調服

- ・ 反射テープ：住友3M（蛍光レッド・オレンジ）安全チョッキと同仕様とする。
- ・ 仕様は、ベストタイプとブルゾンタイプの2種類とする。



ベストタイプ



ブルゾンタイプ

1 保護具②

J R東海工事における安全チョッキ機能を有した空調服等の着用

5. バックホウ運転手の服装等

- ・バックホウ運転手の意図しないレバー操作による労働災害を絶滅するため、バックホウ運転手は、安全チョッキの着用を禁止し、バックホウ運転手の服装は、下記のいずれかとする。

- ① 蛍光線入りつなぎ服
- ② 蛍光線入りTシャツ
- ③ 蛍光線付きアノラック、蛍光線付き空調服や雨具などを着用する場合は、ポケットやズボンの裾などが操作レバーに引っかからない様に処置した場合は、着用可能とする。

※バックホウの運転席では、誤操作防止のため、蛍光線入りつなぎ服・蛍光線入りTシャツ・蛍光線付きアノラック・雨具等の着脱は行わない。

1 保護具③

一般工事及びJRT事における作業時の服装

種別		つなぎ服 ※①		アノラック服		Tシャツ ※②		空調服 ※③	
		蛍光線なし	蛍光線あり	蛍光線なし	蛍光線あり	蛍光線なし	蛍光線あり	蛍光線なし	蛍光線あり
安全チョッキ機能の有無								在来線(ベスト)  新幹線(半袖)  長袖は在・幹共通 半袖は在のみ	
一般工事	通常作業	○	○	○	○	○	○	○	○
	重機等 運転時	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る	○ Tシャツの下に 長袖アンダー ウェアを着 用した場合に 限る	○ Tシャツの下に 長袖アンダー ウェアを着 用した場合に 限る	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る
JRT事	通常作業	×	○	×	○	×	○	×	○
	重機等 運転時	×	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る	×	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る	×	○ Tシャツの下に 長袖アンダー ウェアを着 用した場合に 限る	×	○ ポケット・裾等 が操作レバー に引っ掛から ない措置を講 じた物に限る

1 保護具③

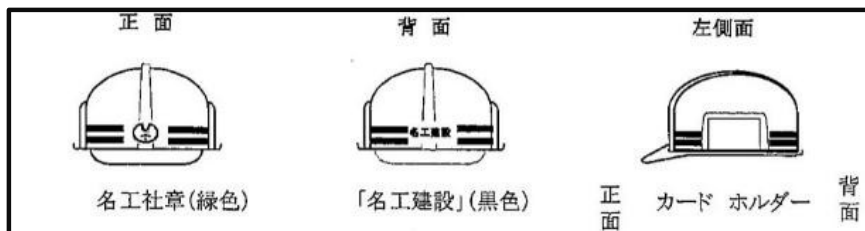
保護帽の着用

1. 名工建設社員が着用する保護帽の色及び標示線等については下表による

職名	色	標示線
現場従業員以外の社員・来客用	白	白スコッチ2本
現場社員	白	緑スコッチ2本

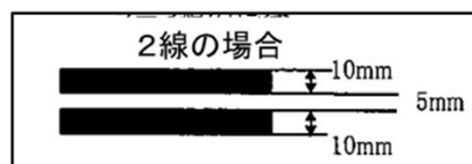
※ 発注者より指示のある場合は、その指示による

2. 保護帽の表示方法は下表による



※ 保護帽の色、表示線の色、本数は1による

3. 保護帽の表示線は下表のとおりとする



4. 使用者の血液型、生年月日を保護帽にシール等で明示する

1 保護具③

保護帽の着用

5. 保護帽の規格は以下の通りとする

(1) 色彩

日本塗料工業会 白・・・H1-1036 ※参考 黄・・・H5-346
のものを標準とする

(2) 要求性能

保護帽は以下の性能を有するものを使用する

- ① 墜落時保護用
- ② 飛来、落下物用
- ③ 対電圧用（7000V）
- ④ カードホルダーの二重ロック機能（カードホルダーを使用する場合）

1 安全確認①

作業終了時の安全確認について

1. 安全確認の実施
 - ・ 毎日の作業終了時に、名工社員自らが作業員全員の異常の有無を確認する。
 - ・ 確認方法は、社員自らの目視又は、作業責任者(職長・安責者)等からの報告とする。
2. 安全確認の記録
 - ・ 作業責任者(職長・安責者)は、安全帳票で定められたKY活動記録用紙の終了サイン欄に各作業員の身体の異常の有無を自筆で記入させる(赤色破線枠)と共に、作業終了時の安全報告欄に、報告者の氏名、報告時刻、報告内容(異常の有無)を記入(青色破線枠)する。

KY活動記録用紙における記入箇所例

リスクアセスメント		作業所名	実施責任者	機 器 名	
KY活動記録					
業者名			職長名		
作業所名			実施日	令和 年 月 日	
作業内容			安全指示事項		
() 特定予測される 恐れ	【1R】	リスク評価【2R】	【3R】		
	危険地帯(作業現場)等 【・・・して、・・・の状態で・・・になる】	可 受 性 低 減 可 能 性	高 大 減 少 可 能 性	低 減 可 能 性	リスクを除去・軽減するための対策 【・・・は・・・の対策で実施する】
行動目標					
新規 加入 者 氏 名 の 印	姓・名	氏 名	開始時 健康状態	終了時 健康状態	終了時 心身
			良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良	
			良・不良	良・不良	
				合計	名
作業終了時の安全確認報告		報告者:		報告時刻:	
報告内容		無・有 ()			
※新規・完結欄は、新規加入者に印を記入する。また作業に必要な完結は記号を記入する。 ※終了時健康状態は身体の異常・怪我の有無を言い、サイン欄は作業終了時に作業員が自筆でサインする。 ※作業終了後は持ち帰りの整理整頓をし、職長・安全衛生責任者が安全の有無を事後に報告する。					

1 安全確認②

現場における安全確認（K）活動について

1. 作業所安全確認（K）活動

- 作業所長又は指名された代理者は、1日2回（午前・午後）現場の巡視を行う。
- 現場巡視時には、作業責任者(職長・安責者等)との安全作業打合せで打ち合わせた事項の確認を行う。
- 巡視結果は施工管理（安全衛生・品質・環境）日誌に記録する。

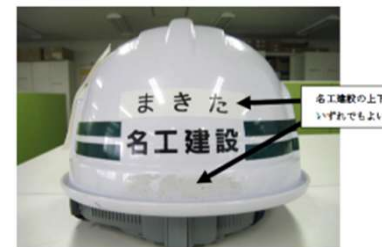
施工管理（安全衛生・品質・環境）日誌における記録箇所

The form is a grid-based log with multiple columns and rows. The top section contains header information like '工事名称' (Project Name), '現場' (Site), and '作業所' (Workshop). The main body of the form is divided into several sections for recording different types of activities. A red dashed box is drawn around a specific area on the right side of the form, indicating where safety confirmation results should be recorded. This area includes fields for '安全確認 (K)' and '作業所長代理者' (Authorized Representative of the Workshop Manager).

1 安全確認③

『声かけ・応答』の実施

- ヘルメットへの「なまえ」の貼り付け
 - ヘルメットの前後面に「なまえ（平仮名）」をテプラ等により貼付ける。支障がある場合は、側面でもかまわない。
 - 対象者は、当社社員（JV構成員含む）、職長、事業主、作業員全てとする。



- 服装・体調確認を相互声かけ応答により毎日実施
 - 方法等については、各現場の実情にあわせて実施する。
- 「声かけリーダー」の指名、取り組みの推進
 - 当社の作業所長等が、作業構成や各現場の実情に応じて「声かけリーダー」を指名する。
 - 当社社員（JV構成員含む）及び事業主は、自主パトロールを行い、自らも「声かけリーダー」の一人であるとの自覚を持って行動する。
 - 「声かけリーダー」は自覚を持って、自らの不安全行動をなくす。

1 安全確認③

『声かけ・応答』の実施

3. 「声かけリーダー」の指名、取り組みの推進
 - ・「声かけリーダー」は、積極的に「おはようございます」「ご苦労さん」などの挨拶をかける。
 - ・「声かけリーダー」は、不安全行動を見つけたら、他社の作業員であっても必ず声かけをする。
 - ・声をかけられた人は、必ず返事をするよう促す。
 - ・「声かけ・応答」が不十分で事故が発生した場合でも、「声かけリーダー」に責任を問うことはしない。
4. ひとり作業時の声かけ・応答
 - ・ひとり作業においても、「ひとり声かけ・応答」の取り組みを実施する。
 - ・足場作業にかかる前に「安全帯よし!」、機械工具を使う前に「電源よし!」「安全カバーよし!」など、指差確認等を行いながら作業するよう、当社社員が指導する。
 - ・各本部、支店、作業所・事務所において下記項目以外で現在実施している活動内容は、そのまま継続していく。
 - ・実施方法については、各作業所等での取組みを踏まえ、推進しやすい方法を採用してもよい。

1 事故報告①

労働災害発生に伴う死傷病報告の徹底について

1. 労働災害発生時の適切な初期対応と報告連絡の徹底
 - ・業務上で労働災害が発生、またこれを認知した際には、直ちに必要な救護措置を講ずる。
 - ・労働災害が発生して被災者が痛みを訴えている場合や、痛みを訴えていなくても受傷が疑われる場合は、被災者からの要請がなくとも、社員は速やかに病院に搬送して診断を受けさせる。
 - ・労働災害発生時は、受傷の程度（診断結果）に関わらず、その概要を把握し、所属する部門部署に連絡し、連絡を受けた部門部署が支店安全担当部署に連絡する。
 - ・事象発生時には、電話等で第一報を報告する。その後、「労働災害・工事事務・公衆災害速報」を作成し、速報という形で報告する。
 - ・連絡を受けた支店安全担当部署は、把握した事象概要を支店長に報告するとともに、速やかに本店安全本部へ報告する。
 - ・報告方法は、対応フロー図を参照する。対応フロー図は「安全管理の手引き」等に掲載しており、周知を図るため作業所にフロー図を掲示する。

1 事故報告①

労働災害発生に伴う死傷病報告の徹底について

2. 労働災害による死傷病内容及び、被災者の就労状況の適切な把握
 - ・死傷病災害については、関係事業者の報告、本人の申告を鵜呑みにせず、必ず医師の診断(診断書)に基づき、傷病名、傷病の程度、休業の必要性を確認する。
 - ・就業状況についても同様に、関係事業者の報告、本人の申告を鵜呑みにせず、関係事業者等に医師の診断及び傷病者への面談結果を踏まえ、傷病程度・治療状況を把握して報告させる。
 - ・特に、傷病程度から通常業務に著しく支障をきたすと認められる傷病者を就業させることは、無理に就労させたと疑念を抱かれることのないよう慎重に判断する。
3. 監督官庁への報告の実施
 - ・法令に従い、関係事業者から監督官庁へ、労働者死傷病報告等を提出させる。
 - ・休業日が4日に満たない場合は、死傷病報告を四半期毎に期間中の傷病災害について、労基署に提出させる。
 - ・休業日数が4日以上となる場合は、死傷病災害発生後、遅滞なく死傷病報告を労基署に提出させる。
 - ・労基署への死傷病報告の提出については、電子申請（e-Gov）を使用して報告するものとする。

1 事故報告①

労働災害発生に伴う死傷病報告の徹底について

3. 監督官庁への報告の実施

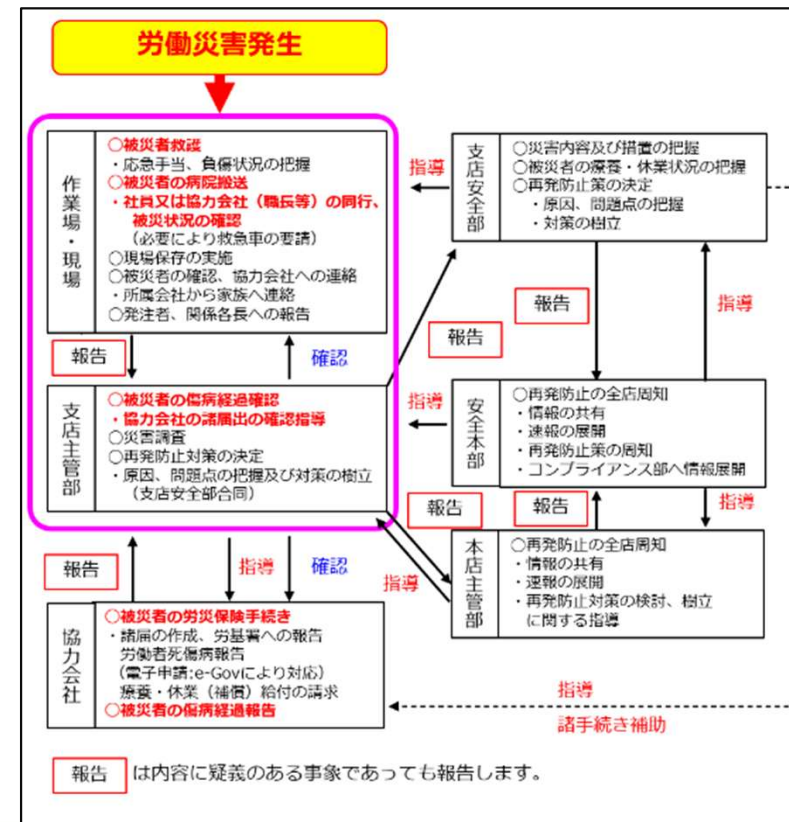
- 労働災害発生の報告が来た際に、重大な災害であると考えられる場合には、所轄の労働基準監督署へ電話等で第一報を報告する。
- 死傷病報告の記載内容に誤り、または虚偽があった場合は、虚偽有印公文書作成が成立し、刑事処分の対象となるため、事実を正確に把握し、記載内容に誤りがないようにする。
- 傷病災害について、病院に提出する労災保険に関係した書類と、労基署に提出する労働者死傷病報告は、全く別物である。死亡災害・休業災害については、関係事業者から労災保険の手続きに加えて、労基署に労働者死傷病報告を前述の電子申請により提出させる。
- 死傷病災害については、関係事業者等から死傷病報告の写しを名工建設側に提出させる、また関係事業者により電子申請を行う際には名工建設各支店安全担当部署により申請の支援を行うものとする。被災者が休業した場合については、治療の経過等を適時に報告させ、被災者の処遇に誤りのないよう指導する。

1 事故報告①

労働災害発生に伴う死傷病報告の徹底について

4. 労働災害による被災者の就労状況の適切な把握
- ・休業災害となった場合には、被災者が休業中の期間は「傷病経過報告書」を毎月関係事業者を作成させ、当該現場へ報告させる。
 - ・報告書は部門部署を経由して支店安全担当部署へ、支店安全担当部署は安全本部へ報告させ、経過を把握する。

労働災害発生時の対応フロー



1 事故報告②

労災かくしの絶滅について

1. 労災かくし絶滅に関する教育の実施
 - ・ 毎月の安全衛生協議会において、労災かくし絶滅について継続的に教育を実施する。
 - ・ 作業所、点呼場等に「労災かくしは犯罪です」啓蒙ポスターの掲示を行い、朝礼や点呼時にくり返し教育を実施する。
2. 「リスクアセスメント KY 活動記録」等による災害発生の有無を確認
 - ・ 無災害で作業を終了する際の「終了サイン」は、作業員に自筆でサインさせる。
 - ・ 「作業終了時の安全報告」は、関係請負人の作業責任者（職長・安責者）が報告者氏名、報告時刻、災害の有無を自筆で記入し、直接名工社員へ報告させる。
3. 労務安全衛生関係綴による確認
 - ・ 契約工事毎に協力会社から提出される「労務安全衛生関係綴」に含まれる「労働災害に関する誓約書」が確実に記入されて提出されているか、確認を徹底する

1 その他①

新幹線工事における作業表示標及び閃光式信号機の設置方法

1. 点呼での指示・確認

【A点呼】

- ・作業責任者は、A点呼で作業表示標と閃光式信号機の設置者（以下、設置者）を指名する。

【B点呼】

- ・B点呼で再度、作業責任者は、設置位置を設置者と確認する。

2. 作業表示標・閃光式信号機の現場での設置

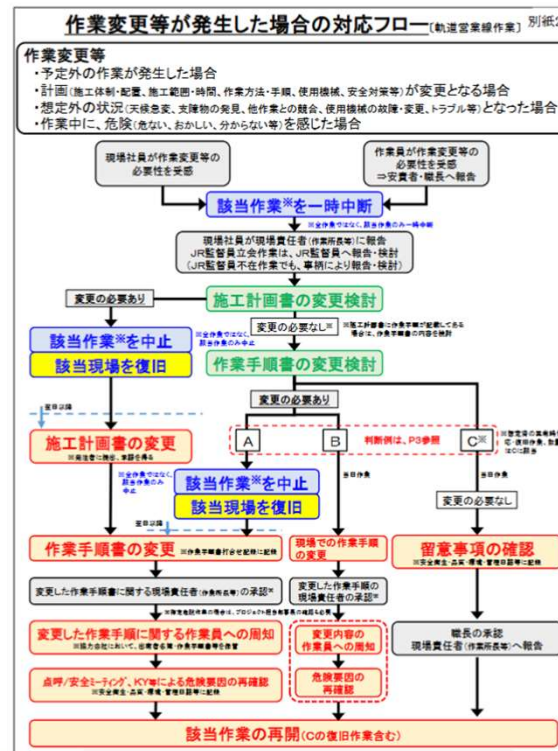
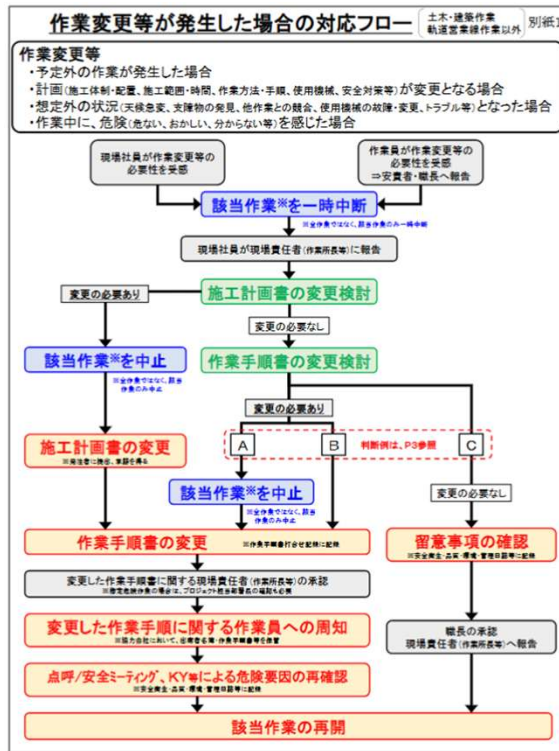
- ・閃光式信号機は、線閉責任者（JR）から指示を受け、工事等作業区間外方100m以上隔てた箇所に建植する。
- ・設置者は、作業表示標及び閃光式信号機を設置する。

1 その他②

工事着手後に作業変更等が発生した場合の取扱い

1. 作業変更等が発生した場合の取扱い

- 工事着手後に予期せぬ出来事（不明なケーブル等の発見や予定にない作業の発生、作業手順の変更等）が発生した場合は、作業を一旦中断（中止）し、安全性の確認を行い、作業所長の承認後に工事を再開する。
- 上記に関する具体的な取扱いを、別紙1，2（作業変更等が発生した場合の対応フロー）の通り定める。



別紙1，2のフローにおける作業手順変更の変更検討（A/B/C）の判断例

作業手順書の変更等に関する判断例	
判断ケース	判断例
A 作業手順書の変更が必要で、作業を中止する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・作業体制（作業員の増減等）や作業方法の変更等により、従前の作業計画を変更する必要が生じ、作業手順を定めるのに時間を要する場合 ・作業手順が定められていない予定外の作業が発生し、その作業に対する作業計画を検討する必要が生じ、作業手順を定めるのに時間を要する場合 ・予期せぬ埋設物や支障物を発見し、それらへの対処方法を検討する必要が生じ、作業手順を定めるのに時間を要する場合 ・使用機械の変更等を含め、施工能力や仕様等の異なる使用機械を使用したり、異なる位置に使用機械を配置したり、計画より重い吊荷を吊り上げるなど、その機械を使用する作業計画を変更する必要が生じ、作業手順を定めるのに時間を要する場合 ・上記以外で、作業を継続しながらでは作業計画を十分に検討することが難しく、現場責任者（作業所長等）が判断した場合 など
B 作業手順書の変更は必要だが、その場に対応で作業を継続できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・A以外で、従前の作業計画等を変更する必要が生じたものの、修正した作業計画で安全に作業できることを、現場責任者（作業所長等）がその場で確認できた場合 など
C 作業手順書の変更は不要だが、留意事項の確認等により作業を継続できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・故障した使用機器の故障処置が完了し、従来の作業手順で安全に作業を行うことができる場合 ・天候が回復（強風が止む等）し、従来の作業手順で安全に作業を行うことができる場合 ・列車遅延が発生し、計画していた作業時間は確保できないが、従来の作業手順で安全に作業を行うことができる場合 など

1 その他③

携帯型列車運転状況表示装置の紛失防止

1. 対象工事
 - ・本取扱いの対象は、JR東海の在来線関連工事とする。
2. 日常管理の徹底
 - ・各箇所の管理者は、携帯型列車運転状況表示装置の持出・返納に関して、携帯型列車運転状況表示装置の管理（持出・返納）簿を作成し、持出・返納日時、持出者の管理を行う。
3. 紛失・盗難発生時の速報の徹底
 - ・携帯型列車運転状況表示装置を紛失した時は、主管指令が遠隔操作により当該表示装置の使用停止手配を行うため、速やかに主管指令に速報する

空白頁

空白頁

添付資料(2)

作業内容に応じた教材案内

名工建設（株）安全本部

目 的

工事を行う場合には、予め作業手順を定めますが、その時に注意すべきポイント等の参考資料として、国及び官公庁が作成した建設現場における安全衛生のポイントについてリンク集を作成しました。手順書作成時や、社員教育に活用してください。

1. 共通事項

2. 各種業務内容別

- ①型枠施工業務
- ②左官業務及び内装仕上げ業務
- ③コンクリート圧送業務
- ④トンネル推進工業務、建設機械施工及び土工業務
- ⑤屋根ふき業務
- ⑥電気通信業務
- ⑦鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務

1 建設現場の安全衛生のポイント 共通事項

厚生労働省が作成した建設業に従事する労働者向けの教材の中で、建設業全般に関連する教育資料のリンク表です。

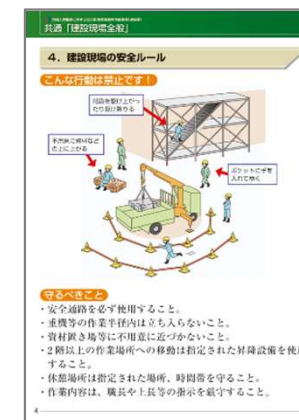
タイトル	建設現場全般	メンタルヘルス対策	熱中症対策
PDF ファイル	01_common_general_jp.pdf 	02_common_mental_jp.pdf 	000628877.pdf 
動画版	https://youtu.be/9X12FPvAXgg 	https://youtu.be/bju8_XCx16M 	https://youtu.be/ZR1-a2f4tiA 

この資料はPDF形式のファイル及び動画版はyoutubeで視聴できます。

厚生労働省作成資料の例








動画版 建設現場全般より安全ルール



PDF版 建設現場全般

2 建設現場の安全衛生のポイント 各種業務内容別①

工種	作業内容
① 型枠施工業務	主な資格作業、その他 
	脚立・可搬式作業台 
	電気器具の取扱い 
	墜落防止措置（足場等） 
	墜落防止措置（開口部等） 

工種	作業内容
② 左官業務及び内装仕上げ業務	【左官業務】 作業時の注意点（1） 足場、脚立等 
	【左官業務】 作業時の注意点（2） 
	【内装仕上げ業務】 機械、工具等作業で 注意すること 
	可搬式作業台・脚立 
	建築物のアスベスト対策 


厚生労働省は、①～⑦の工種について、作業に合わせた教育資料を作成しています。作業内容のQRコードを読み込むと当該頁へアクセスできます。

2 建設現場の安全衛生のポイント 各種業務内容別②

工種	作業内容	工種	作業内容
③ コンクリート圧送業務	準備作業の注意 	④ トンネル推進工業務、 建設機械施工及び土工業務	トンネル推進工の安全 (トンネル内作業) 
	設置作業の注意 		トンネル推進工の安全 (高所作業等縦坑等) 
	操作作業の注意 		建設機械の基本と点検等 
	筒先圧送作業及び トラブル時の注意 		車両系建設機械の 作業の注意事項 
	洗浄作業・ 撤収作業の注意 		【土工業務】 土工職の安全業務 

厚生労働省は、①～⑦の工種について、作業に合わせた教育資料を作成しています。
作業内容のQRコードを読み込むと当該頁へアクセスできます。






2 建設現場の安全衛生のポイント 各種業務内容別③

工種	作業内容
⑤ 屋根ふき業務	屋根からの墜落防止措置 
	足場（作業床の設置） 
	クレーン作業・ 玉掛け作業 
	研削といし （ディスクグラインダ） 
	ウインチ、悪天候による 作業中止の安全基準 

工種	作業内容
⑥ 電気通信業務	脚立・可搬式作業台 
	電気工具の取扱い 
	高所での作業、 重機での作業 
	高所作業車 
	酸素欠乏・ 一酸化炭素中毒の防止 

厚生労働省は、①～⑦の工種について、作業に合わせた教育資料を作成しています。
作業内容のQRコードを読み込むと当該頁へアクセスできます。

2 建設現場の安全衛生のポイント 各種業務内容別④

工種	作業内容
⑦ 鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務	現場作業全般 
	可搬式作業台・高所作業 
	クレーン・玉掛け・揚重作業 
	ガス圧接継手・機械式継手作業 
	工場作業 

作業内容のQRコードを読み込むと当該頁へアクセスできます。

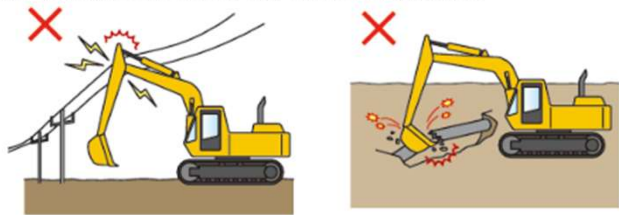
厚生労働省作成資料の例

外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業(建設業)
 『トンネル推進工業務、建設機械施工業務及び土工業務』
 安全衛生のポイント


車両系建設機械の作業の注意事項

(1) 作業開始前の現場の確認

①電線の近くで作業をしなければならない場合は、電線防護処置をし、監視員を配置してから作業します。
 埋設管のある所では誘導員の合図に従って機械でゆっくりと管を露出させます。
※市街地の水道管、ガス管等が埋設されている場所で作業する場合、現場監督、水道会社、ガス会社の立会いのうえ、人力で管の位置を試掘します。



②道路脇、民家先での作業の場合には通行人等の第三者の安全確保のために交通誘導員を配置し、カラーコーン等で作業場所の明示をしてから作業します。



1

車両系建設機械の作業の注意事項